

資 料
(第3回検討会提出資料)

平成29年3月31日
事 務 局

— 目次 —

1. はじめに
2. 競争政策の観点からのデータに関する特徴
【参考：国内外の動向】
3. データへのアクセスについて
 - (1) 単独で収集したデータへのアクセスについて
 - (2) 共同で収集（集積）したデータへのアクセスについて
4. その他
 - (1) 事業提携等に伴う取引先企業からのデータの「搾取」
 - (2) プラットフォーム企業のサービス提供に伴うデータの「搾取」
 - (3) その他抱き合わせ等

1. はじめに

〔本日の議論の視点〕

- データの集積及び利用によって市場支配力が形成される可能性等に関するこれまでの議論を踏まえ、**データを大量に集積した者による競争制限行為として、どのような行為が考えられるのか**、また、競争政策の観点からの望ましいデータ利活用の在り方について、データの特徴を踏まえつつ、ご議論いただきたい。
- 特に、特定の市場において市場支配力を有する事業者などが保有するデータ（又はビッグデータ、AI）へのアクセスの拒絶による競争制限の可能性等が国内外で議論されていることに留意する必要があるものと考えられる。

〔議論の際に想定する事例〕

- 従来から存在するデータ利用形態（下記【事例1】参照）を踏まえ、**近年のデータの大量収集及び（AIを利用した）活用について、従来の議論と異なる要素が存在するか**、存在するとすれば、何であるかを検討する必要がある。
- その際、データが、製品サービスの品質と一体化しているAIの機能向上に使用され、当該AIを中核とする製品サービスの品質向上に貢献する場合（下記【事例2】参照）を念頭に置きつつ、議論することとしてはどうか※1、※2。

※1 データ(例えば、SNS投稿)が多面市場における別サービス(例えば、オンライン広告)提供のためのAIに使用される場合もある(Facebook等)。

※2 消費者の消費行動ではなく生産者の行動をデータソースとするノウハウを含む「ディープデータ」の蓄積・利用(主として、センサーで蓄積される)によって、企業は、新たな知見((西岡委員ご提出資料)例えば、問題発見)を得て、製品の機能向上及び競争力強化を実現し、さらなるノウハウの開発、データの蓄積が可能となるとの指摘も。なお、上記の「航空機エンジン」の例は、これに近いものと考えられる。

【事例1】従来から存在するデータ利用形態

(データが、製品サービスそれ自体の品質改善や業務効率の改善に使用される場合(AIは使用されない))

- 顧客からの電話等による苦情・相談 → 製品の品質等
- 顧客名簿 → 営業活動の効率向上
- 機械の稼働状況、不具合情報 → 歩留まり改善

【事例2】従来と異なるデータ利用形態の例

(データが、AIを中核とする製品サービスの品質向上に貢献する場合)

- 検索データ → 検索エンジン
- 購買履歴 → リコメンド機能
- 航空機エンジンの稼働状況 → 不具合の予測やアフターサービス

2. 競争政策の観点からのデータに関する特徴

- データの分類として、加工の有無に着目して、生データ、学習用データ（学習済モデル）に区分する分類のほか、パーソナル・データかそれ以外か、データの利用目的が公益目的か、営利その他の目的かといった様々な分類が、分類の目的に応じて存在する。
- データを集積している者による競争制限行為を考察するに当たって、データ、ビッグデータないしAIについては、**次頁①～⑤の事項**を、データ全般又は分類方法によって一部の分類に当てはまるデータに関する特徴として考慮する必要があるのではないか。その他特に考慮すべき事項はあるか。

なお、議論の前提として、次の点に留意する必要がある。

- ・ 事業者が、**自らの効率性の向上等の企業努力により、低価格で良質な商品を提供したことによって、競争者の非効率的な事業活動の継続が困難となったとしても**、これは、独占禁止法上が目的とする公正かつ自由な競争の結果であり、**このような行為が独占禁止法上、問題となるものではない**。したがって、データの大量収集・利用に当たり、その効率性を向上させることがそれ自体として、問題となるものではない。
- ・ また、事業者がどの事業者と取引するかは、基本的には事業者の取引選択の自由の問題であり、**事業者が価格、品質、サービス等の要因を考慮して、独自の判断によって、ある事業者と取引しないこととしても、基本的には独占禁止法上問題となるものではない**※。したがって、事業者が集積したデータについて、第三者にアクセスを認めるか否かは原則的には、事業者の判断によることとなる。

※ ただし、自然独占等の特徴を有する公益事業分野における事業法においては、競争を促進する観点から、一定のボトルネック設備に対して、競争者のアクセスを義務付ける例が存在する（通信、電力、ガス等）。

2. 競争政策の観点からのデータに関する特徴

① 非排他性（後発事業者の対抗可能性）

- データの「囲い込み」があるとしても、多くのデータについては、遍在性があり、後発事業者もまた同様のデータを集めることが（コストを要する場合もあるが）可能であるとの指摘が多い。
- 関連して、（④のとおりデータの内容によっては、データの利用について制限があることはあり得るが、）少なくとも、生データについてそのような制限は少なく、後発事業者による対抗可能性は存在する場合が多いのではないか。
- 一方で、ネットワーク効果の存在を踏まえれば、必ずしも、後行事業者が現実には当該データを同様に収集することは容易ではない場合があり得るとの指摘もある（換言すれば、現実には後行事業者が先行事業者と同様のデータを集めることが困難であると考えられる場合には、技術的にはデータの遍在性があったとしても、新規参入等が困難な場合があり得る。）。

② 入手源の限定性

- 特に、生データについては、入手源が限定され、後発事業者が同様のデータを入手できないことがあり得る。

③ 投資コスト、データの価値

- データの利用に因る競争の制限と正当化し得る事由として、収集・利用のために投じた事業者のコストを考慮する観点からは、データを収集することや、収集後の加工のための投資コストが判断要素となる可能性があるのではないか。
- 一般論としては、生データは加工の程度が低い一方で、学習済データ（モデル）は一定の投資を経たものであることが多く、後者については、知的財産基本法上の「知的財産」に該当するものも多いことも想定される。

2. 競争政策の観点からのデータに関する特徴（つづき）

③ 投資コスト、データの価値（つづき）

- ・ その他以下の指摘がある。

－リアルタイム性

リアルタイムのデータはマーケティングその他で利用価値がある一方で、一定の期間が経過すれば、利用価値が減少することがある。（いわば、データの賞味期限）

－状況依存性

データには、データ構造が標準化された汎用性の高いデータ（状況依存性が低いデータ）と特定の状況において組み込まれる汎用性の低いデータ（状況依存性の高いデータ）がある。状況依存性が低いデータは、利用範囲が広範であるが、利用においては平均化された浅い機能一方で、特定の状況において組み込まれる汎用性の低いデータは、利用においてカスタマイズされた状況依存性が高く、利用範囲は狭いが、機能面で深く機能する面も有する。

－生産者データと消費者データとの相違

プラットフォーム等が有料・無料のサービス提供の際に、消費者から収集するデータについては、個人情報保護等の問題は別段として、ノウハウ保護の問題は生じない。他方で、生産者がその事業活動の中で、工場等においてセンサー等で収集するデータの中には、ノウハウが化体したものが存在する。

④ 利活用に関する規制の存在

- ・ 個人情報の利用に対する個人情報保護法による制限があるほか、データの内容によっては、著作権、特許権等の知的財産権による制限があり得る。その他の法令（電気通信事業法等）による制限等も考えられ、第三者にアクセスを認めることに制約がある場合がある。

⑤ 多用途性

- ・ データの内容によっては、現時点での利用目的以外の（現時点では想定されない）目的で活用されることがあり得る。

【参考：データの利活用に関する国内外の動向】

我が国

- 我が国においては、既存の知的財産権による保護が及ばないデータに関して、不正な手段によるデータの取得、ないし当該データの使用・開示行為について不正競争防止法における規制の対象とすることや、何らかの権利を付与することの是非が検討されている（経産省、内閣府（知財事務局）等）。また、事業者間のデータ利用契約に関する参考となるガイドラインの策定が検討されている（経産省等）。
- 個人が自らの意思でパーソナル・データの第三者（他の事業者）への提供を可能とするためのPDS※1や「情報銀行」等の構想が検討されている（内閣官房）。

※1 PDS(Personal Data Store):個人が自らのデータを蓄積・管理するための仕組みであって、第三者への提供に係る制御機能を有するもの。

EU

- 欧州委員会が2017年1月に公表したコミュニケーション※2（概要について【別紙1】参照）では、データエコノミーにおいて成長とイノベーションを促進するためには、パーソナル・データについて“Free Flow of Data”（データの自由な流通）が必要であるとする。機械から生成されるような非パーソナル・データのアクセスに関する包括的な政策フレームワークが存在しない※3点を指摘し、（1）データに係る事業者間の契約におけるデフォルト・ルールの作成（交渉力の不均衡の軽減等の目的）※4や、（2）非パーソナル・データの管理権についてどのように事業者間の契約に織り込むべきかに関するガイダンスの作成（事業者間でデータが共有されるための動機付けを行う目的）※5について検討を進めるとしている。

※2 EUROPEAN COMMISSION (2017) “BUILDING A EUROPEAN DATA ECONOMY”

※3 2018年5月から施行される「一般データ保護規則」(GDPR: General Data Protection Regulation)では、EU域内におけるパーソナル・データの自由な流通(free flow of personal data)が妨げられないようにするため、事業者等に対して、パーソナル・データの取扱いに関する義務等について規定している(非パーソナル・データには適用されない)。(参考)第1条第3項:「個人情報保護に関連する理由によって、EU域内におけるパーソナル・データの自由な流通が妨げられてはならない」

※4 EUROPEAN COMMISSION(2017) 12頁. “Default contract rules.” “This approach could lower legal barriers for small businesses and reduce the imbalance in bargaining positions, while still allowing a large degree of contractual freedom.”

※5 同上. “Guidance on incentivizing businesses to share data.” “[T]he Commission could issue guidance on how non-personal data control rights should be addressed in contracts.”

3. データへのアクセスについて

事業者が単独で、又は他の事業者と共同してデータを収集し、（多くの場合は各事業者がそれぞれ）活用している状況※1において、当該データが競争者など他社の事業活動にとっても不可欠な場合に、当該データを競争者に対して開示しないことが独占禁止法上問題となることはあり得るか。また、競争政策の観点から、データの利活用について、特に留意すべき事項はあるか。

※1 具体的には、生体情報、機械・設備の稼働状況又は顧客に関するデータ※2を事業者が単独で収集し、AIの開発・機能向上に利用し、当該AIを活用していたり、自動車走行データ、機械の不具合データ等について、安全性、利便性向上等の観点から、事業者が共同でデータを集積している場合（利用は各事業者ごと）などの事例などが見られる。

※2 電力、ガス、鉄道等の独占が法律上認められており、又は、過去に認められていた事業者が当該地位に由来して取得することとなったデータ（顧客情報等）を含む。

（1）単独で収集したデータへのアクセスについて

ア 独占禁止法上問題となる排除行為についての基本的な考え方

東日本電信電話事件判決（最判平成22年12月17日）では、排除行為※3に関して独占禁止法2条5項にいう『他の事業者の事業活動を排除』する行為に該当するか否かは、「本件行為の単独かつ一方的な取引拒絶ないし廉売としての側面が、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するもの」※4であるかが考慮されるとしている。

※3 排除行為とは、他の事業者の事業活動の継続を困難にさせたり、新規参入者の事業開始を困難にさせたりする行為であって、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにつながる様々な行為をいう（排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針[第2の1(1)]）。排除行為として、典型的な行為には、「排他的取引」、「抱き合わせ」及び「供給拒絶・差別的取扱い」が挙げられる（排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針[第2の1(2)]）。

※4 この点、当該規範を示した東日本電信電話最高裁判決では、「具体的には、競業者（FTTHサービス市場における競業者をいい、潜在的なものを含む。以下同じ。）が加入者光ファイバ設備接続市場において上告人に代わり得る接続先を確保することの難易、FTTHサービスの特性、本件行為の態様、上告人及び競業者のFTTHサービス市場における地位及び競争条件の差異、本件行為の継続期間等の諸要素を総合的に考慮して判断すべきものと解される。」としている。

なお、「上告人はニューファミリータイプを分岐方式で提供するとの形式を採りながら、実際にはこれを芯線直結方式で提供することにより、正に上記のような状況が生ずることを防止するために行われていた行政指導を始めとするユーザー料金等に関する種々の行政的規制を実質的に免れていたものといわざるを得ない。」としており、行政的規制からの潜脱が排除行為認定の要素とされている。

3. データへのアクセスについて

イ 独占禁止法上問題となるデータへのアクセス（取引拒絶）についての基本的な考え方

- 事業者が、誰に商品を提供するか、どのような条件で商品を提供するかは、基本的には事業者の自由である。したがって、事業者が独立した事業主体として、商品の供給先を選択することは、原則として独占禁止法上問題となる排除行為となるものではない。しかし、供給先事業者が市場（川下市場）で事業活動を行うために必要な財について、合理的な範囲を超えて供給拒絶をする行為は、独占禁止法上問題となる排除行為に該当し得る。（「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」第2の5(1)）。
自ら収集し、集積したデータについても、どのような条件で第三者に開示するかは、基本的には事業者の自由である。
- また、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」では、競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合※1には独占禁止法上問題となるとしている※2。
 - ※1 例えば、市場における有力な原材料製造業者が、自己の供給する原材料の一部の品種を取引先完成品製造業者が自ら製造することを阻止するため、当該完成品製造業者に対し従来供給していた主要な原材料の供給を停止し、これによって取引を拒絶される事業者の通常の事業活動が困難となるおそれがある場合には、当該行為は不公正な取引方法に該当し、違法となる（一般指定二項）（「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第1部第3の2）。
 - ※2 同指針では、取引を拒絶する行為が独占禁止法上問題となる場合として、上記のほか、（競争者の排除に関連するものでないが）独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として行われる場合を挙げている（流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針〔第1部第3の2〕）。

ウ データへのアクセスについて

○ データへのアクセスの意義

- ・ 一般論としては、データ取引が行われることは当該データを用いた商品の開発等に資するものであることから、データが適切な対価の下で第三者（競争者を含む）に開示され、様々な商品の開発等に利用されることは、競争政策上は望ましいと考えられるのではないかと。このような観点から、パーソナル・データであるか否かを問わず、データの利活用に関する契約モデルの策定、規格の標準化等のデータの利活用を一層促進する環境が整うことは、競争政策上、望ましいのではないかと。

ただし、パーソナル・データについては、個人情報保護法に基づき第三者提供に際しては本人の同意が求められることや、プライバシー侵害のリスク、セキュリティの確保に留意する必要がある。

※1 データへのアクセス拒絶により競争が制限される具体的可能性がある場合には、あり得る対応として、一般論としては、電力分野にみられるのと同様のアクセスに関する対象範囲、条件、対価の算定等に関する法的規律の導入が、データに関しても個別の事業法※2において検討されることが望ましい場合があり得る※3。

※2 独占禁止法においても、特定の市場(1000億円超)におけるシェアが高い企業が存在しており、(例えば、1社で50%超)、仮に、当該企業の営業利益率が高く、一方で新規参入が困難といった状況がある場合には、違法な行為の存在に依拠せず、現行独占禁止法の独占的状态規定(8条の4)を利用して、データへのアクセスを認めるべき旨その他の競争回復措置を講じることは制度上は可能である。

※3 例えば、フィンテックの一環として取り上げられることが多い家計簿管理ソフト運営事業者は、消費者からの依頼を受けて、銀行、クレジットカード発行会社等からデータの提供を受けて、家計簿管理や付随する送金等のサービスを提供しつつあるが、一般論としては、こういったデータの提供が法的基盤の下に活発に行われることが競争政策上は望ましいと考えられる。

- ・ しかしながら、上記アの考え方を踏まえると、データが事業の運営に不可欠であるが、技術的に又は経済的に後行事業者は当該データを取得することが不可能であり、かつ、切り替え費用等の理由から顧客がロックインされている場合であっても、それらのみを理由に、独占禁止法上問題となる排除行為と評価することは必ずしも適切ではないと考えられるのではないかと。

ウ データへのアクセスについて（つづき）

○ データへのアクセス拒絶による競争者の排除が問題となり得る場合 －ある市場における市場支配力を他の市場における地位の強化に「梃子」として利用したと評価される場合－

- データを収集する手段となる製品・役務について市場支配力を有する事業者が、当該製品・役務の市場とは別の市場での事業活動のためにデータが不可欠であり、かつ、当該データを前者の市場でしか取得できない場合に、第三者に対して当該データへのアクセスを拒絶し、それにより当該別の市場から第三者が排除されることは、当該製品役務市場における市場支配力を利用して、「別の市場」における地位を強化するものであると評価し得ると考えることは妥当か。第三者ではなく、当該製品の所有者に対しても、データの提供を拒絶し、結果として、スイッチングが不可能となる場合はどうか。

（事例）

- 例えば、産業機器aの市場や産業機器を制御するための汎用的なソフトウェアの市場で市場支配力を有する事業者が産業機器aと組み合わせて用いられる産業機器b又は産業機器aの補修部品の市場での事業活動のために不可欠なデータ（インターフェイス情報）の提供を産業機器bを製造販売する競争者に対して拒絶し、結果として、当該第三者の事業運営が困難となる場合
- ただし、「別の市場」における地位を強化することのみに着目して当該行為を独占禁止法上問題となる排除行為に該当すると評価することについては慎重な検討を要するとの指摘がある※1～※5。

※1 「適正な電力取引についての指針」では、「他の小売電気事業者がその事業活動において必要とする需要家の情報を、一般送配電事業者が送配電等業務を通じて保有している場合において、自己又はグループ内の小売部門に対する開示手続と同様の手続により、当該需要家から当該情報の利用許諾を受けた他の小売電気事業者に対して開示しないこと」は、「他の発電事業者、小売電気事業者やネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、取引拒絶、差別取扱い等）」（IV2(2)-1-2）としている。

※2 欧州委員会は、パソコン用OS市場における市場支配的地位を梃子にしたサーバー用OS市場における競争者排除行為について、市場支配的地位の濫用を認定した。具体的には、サーバー用OS市場での競争力確保にはウィンドウズPC（パソコン用OSを利用）との相互接続性を有することが必要な状況において、パソコン用OS市場で市場支配的地位を有し、かつ、ローエンドのサーバー（グループサーバー）用OSも提供するマイクロソフト社は、サーバー用OS市場において競争関係にある事業者に対し、ウィンドウズPCとの相互接続を可能とするインターフェイス情報の開示を拒絶した。欧州委員会は、マイクロソフト社に対して、競争関係にあるサーバーメーカーにインターフェイス情報を開示すること等を命じた（2004年3月）。

ウ データへのアクセスについて（つづき）

※3 取引拒絶の事例ではないものの、我が国では、エレベーターメーカーが独立系保守業者から取引相手との保守契約を奪取するため、当該独立系保守業者に対して保守部品の供給を遅延させたことが、独占禁止法違反（競争者に対する取引妨害）とされた（平成2年（ネ）第1660号損害賠償請求控訴事件）。当該事件で問題とされた行為は、取引拒絶に類似するものと評価し得るものの、他方で、判決は、エレベーターメーカーにはエレベータの所有者に対する部品の供給義務があると解されるとの認定を前提としており、このような供給義務を負わない場合についてまで当該判決の射程を広げることについては慎重な検討を要するとの指摘もある。

※4 レーザープリンタに装着されるトナーカートリッジへのICチップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方として、以下の考え方が示されている（平成16年10月21日公正取引委員会）。当該考え方は取引拒絶に言及するものではないものの、プリンタの稼働状況に関するデータがICチップと同様の機能を果たすことが論理的に可能であることを踏まえると、データへのアクセス拒絶の排除行為該当性の評価において参考になるものと考えられる。

「レーザープリンタのメーカーがその製品の品質・性能の向上等を目的として、カートリッジにICチップを搭載すること自体は独占禁止法上問題となるものではない。しかし、プリンタメーカーが、例えば、技術上の必要性等の合理的理由がないのに、あるいは、その必要性等の範囲を超えて

- ① ICチップに記録される情報を暗号化したり、その書換えを困難にして、カートリッジを再生利用できないようにすること
- ② ICチップにカートリッジのトナーがなくなった等のデータを記録し、再生品が装着された場合、レーザープリンタの作動を停止したり、一部の機能が働かないようにすること
- ③ レーザープリンタ本体によるICチップの制御方法を複雑にしたり、これを頻繁に変更することにより、カートリッジを再生利用できないようにすること

などにより、ユーザーが再生品を使用することを妨げる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（第19条（不公正な取引方法第10項〔抱き合わせ販売等〕又は第15項〔競争者に対する取引妨害〕）の規定に違反するおそれ）。」

※5 個人情報保護法上の要請やノウハウの保護等の必要性から競争者に対してアクセスを認めることが困難な場合も想定される。当該目的を達成するために必要な範囲でデータへのアクセスを制限することは独占禁止法上問題とならない場合が多いと考えられる。なお、アクセスを認めることが困難な理由として、「プライバシーの保護」が当該データの保有者から挙げられる場合があるとの指摘もある。

(2) 共同で収集（集積）したデータへのアクセスについて

○ 競争促進的な効果

- 自動車走行データ、機械の不具合データ等を、安全性、利便性向上等のために事業者が共同で収集、利用に必要な技術開発を行う事例※1が見られる。このような取組は、コスト軽減、データ等の相互補完等を達成し、それにより安全性、利便性の向上等の新たな価値の創出を促進するものであり、一般論としては、競争促進的な効果をもたらす場合が多いと考えられる。

※1 例えば、ITS Japanは、ホンダ、パイオニア、トヨタ及び日産の収集する通行実績情報を集約し、震災後の道路交通情報を提供した。（第3回新戦略推進専門調査会 道路交通分科会資料〔平成25年12月25日内閣官房情報通信技術総合戦略室〕）

○ 競争制限的な効果があり得る場合

- 複数の事業者の行為であることから、共同でのデータの収集等により共同でのデータの収集に参加できない事業者の事業活動が困難となる場合や、データを利用した事業活動における競争が制限される場合、例えば、データを利用した研究開発活動の制限や、データを利用した役務に係る事業者ごとの価格情報、生産数量に関する情報などの共有を伴う場合などには、一般論としては、市場における競争が制限される場合もあると考えられる。

○ AI開発等を目的とする共同によるデータ集積—共同研究開発ガイドライン等が参考となる—

- 新製品の開発、製品の機能向上、改善等を目的とするデータ収集の共同化による競争への影響の評価に関する以上の点は、研究開発活動の共同化と類似する※2ことを踏まえれば、共同行為によるデータの収集（集積）に関して独占禁止法上の検討を行うに当たっては、以下のとおり「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（以下「共同研究開発ガイドライン」という。）に示された考え方と同様の考え方をを用いることができると考えられる（共同行為によりデータを収集した後、さらに、AIの開発など当該データの利用に必要な研究開発活動を共同で行う場合も同様）。

また、同種のデータを収集している複数の事業者が、全てのデータを一括して利用許諾すること（データプール）については、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（以下「パテントプールガイドライン」という。）に示された考え方と同様の考え方をを用いることができると考えられる。

※2 商品、役務の改善、創出に必要なデータを共同で収集することは、開発の初期段階のみを共同化するものとも評価できる場合があるのではないかと考えられる。このようなデータの共同行為によるデータ収集の側面は、例えば、単独では製品開発に十分なノウハウを有していない複数の事業者が各社のノウハウを合わせることによって優れた新商品を開発する共同研究開発（平成13年公表「事業者の活動に関する相談事例集」、8 保険商品の共同研究開発 別紙2参照）と類似すると考えられる。

(2) 共同で収集（集積）したデータへのアクセスについて（つづき）

「共同研究開発ガイドライン」及び「パテントプールガイドライン」の考え方に基づけば、次のように考えることができるのではないか。

(事例1) AIの共同開発等

- 例えば、データ収集及び当該データの利用に必要な研究開発（AI開発等）を競争関係にない事業者間で共同化する場合には、通常、独占禁止法上問題となることは少ないと考えられるが、競争関係にある事業者間で行われる場合には、製品、製法等についての研究開発活動を通じた技術市場又は製品市場における競争に影響を及ぼすことがあると考えられる。
- 具体的には、参加者の市場シェアの合計が相当程度高く、データの収集及びその後の研究開発の内容等からみて成果が当該事業分野における事実上の標準化につながる可能性が高い共同研究開発であって、当該共同行為について、ある事業者が参加を制限され、成果に関するアクセス（合理的な条件による成果の利用、成果に関する情報の取得等をいう。以下同じ。）も制限され、かつ、他の手段を見いだすことができない※1ため、その事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがある場合が挙げられる※2。ただし、参加を制限された事業者に当該共同研究開発の成果に関するアクセスが保証され、その事業活動が困難となるおそれがないければ、独占禁止法上問題とはならないと考えられる（共同研究開発ガイドライン第1の2(2)）。

※1 後行事業者が論理的には同様のデータ収集が可能な場合であっても、費用等の観点から実質的にはそのような選択をできないことが明らかな場合を含む。

※2 共同研究開発ガイドラインは、研究開発の共同化に関する独占禁止法上の問題の有無についての一般的な考慮要素として競争促進的効果、「参加者の数、市場シェア等」、「研究の性格」（共同研究開発が製品市場における競争に及ぼす影響が直接的なものであるか、間接的なものであるか）、「共同化の必要性」、「対象範囲、期間等」を挙げている（第1の2(1)）。

※3 以上の判断に当たっては、データの非排他性を考慮する必要がある。次頁の事例2及び3についても同様。

(2) 共同で収集（集積）したデータへのアクセスについて（つづき）

(事例2) 共同研究開発参加者に対するデータの利用制限

- 研究開発の実施に伴う取決めが独占禁止法上問題となり得ると考えられる場合として、例えば、共同行為によりデータを収集した後、さらに、データの利用に必要な研究開発活動を共同で行う場合に、参加者に対して、共同研究開発のテーマ以外の共同研究開発を制限すること、共同研究開発のテーマと同一のテーマの研究開発を共同研究開発終了後について制限すること、参加者の既存の技術や自らが収集したデータの自己使用や第三者への利用許諾を制限すること等が挙げられる（「共同研究開発ガイドライン」第2の2(1)ウ）。

(事例3) 「データプール」の取扱い

- 同種のデータを収集している複数の事業者が、それぞれ独立してデータを第三者に利用許諾している、又は当該データが重要な投入要素となる商品が存在するなど、事業者が競争関係にあると評価される場合に、それらの事業者が全てのデータを一括して利用許諾すること、すなわちデータプールとして第三者に利用許諾することは、利用許諾に関する事業者間の競争を停止する側面を有するものであり、競争制限効果が大きくなり得るため、留意することが必要である。
- 具体的には、想定されているデータ利用形態の普及の程度、代替的なデータプールの有無などの市場の状況のほか、合理的な必要性又は競争促進効果の有無、プールを通さない個別ライセンスの可能性、一部のデータの選択的ライセンスの可能性を勘案し競争に及ぼす影響について総合的に判断することとなると考えられる※。

※ パテントプールガイドライン(第3の2(1)イ)では、パテントプールに競争関係にある特許が含まれる場合について同様の考え方が示されており、データプールの形成に関しても当該考え方が参考になるものと考えられる。ただし、技術においては、ある技術が標準化(規格化)されることなどにより、当該技術の利用なしに製品を適法に製造販売することが不可能となる(技術のライセンスが不可欠となる)場合があるのに対し、データにおいては、収集されたデータ自体が標準となることは通常は想定されておらず、また、代替的なデータを収集できる場合もある。データに関する不可欠性の評価では、これらの相違を考慮することが必要と考えられる。

また、データプールを通じたデータの利用許諾に際してのライセンス条件の設定についても、同ガイドライン(第3の3)に記載の考え方が、一定程度参考になるものと考えられる。

4. その他

(1) 事業提携等に伴う取引先企業からのデータの「搾取」

- 大企業が中小企業との事業提携等において、秘密保持契約を締結した上で事業提携等に必要な研究開発を共同で実施し、その後、共同研究開発により得られたデータや技術及び事業提携等を通じて得られるデータや技術の全てを自らに帰属させることを事業提携等の契約を締結する条件とする場合があるとの指摘がある。また、これらの行為については、その内容によっては、不当な経済的利益の提供を求めるものであり、優越的地位の濫用のおそれがあるのではないかと指摘がある。
- この点、事業提携等の一方の事業者が他方の事業者に対して自らにデータや技術を帰属させることが、当該一方の事業者の関連する市場における有力な地位を強化することにつながり得る、又は当該他方の事業者の研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害し得る場合があり、それによって公正競争阻害性を有するときには、不公正な取引方法（拘束条件付取引）に該当する場合があると考えられる※1。
- また、事業提携に伴い、一方の事業者の取引上の地位が他方の事業者に優越していることを利用して、その内容において当事者間で著しく均衡を失するなどにより、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定することとなる場合には、不公正な取引方法（優越的地位の濫用）の問題となるおそれがあるのではないかと指摘がある。

この際、次の点に留意する必要がある※2。

- ・ 取引の一方の当事者（甲）が他方の当事者（乙）に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であり、乙の甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、乙にとっての取引先変更の可能性、その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断される。
- ・ また、正常な商慣習に照らして不当に取引の相手方に不利益となるような取引の条件であるか否かは、公正な競争秩序の維持・促進の観点から個別の事案ごとに判断される。

※1 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」第4の5(6)には知的財産のライセンスに関して類似の考え方が示されている。

※2 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第2及び第3

(2) プラットフォーム企業のサービス提供に伴うデータの「搾取」

- 市場支配力を有するプラットフォーム企業のサービス（有料サービス、無料サービスの両方を含む。）について、他の類似サービスへの切り替えが困難となっている場合※には、仮に、当該サービスに関する取引条件が利用者にとって不利益に変更されたとしても、当該利用者は、当該サービスの利用を停止することが困難となる可能性がある。また、この結果として、当該プラットフォーム企業は、公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを生じさせる、又は市場支配力を一層強化することができる可能性があり、私的独占、優越的地位の濫用その他独占禁止法の適用により規制することがあり得るのではないかと指摘がある。

※ 例えば、ネットワーク効果や投稿データの可搬性のないことが要因となり得る。

- 当該サービスに関する取引条件が利用者にとって不利益に変更されたとしても、当該利用者は、当該サービスの利用を停止することが困難となり、それが公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを生じさせる場合とは、具体的にはどのような場合が考えられるか。
- 利用者が消費者である場合、**特定のサービスの市場において市場支配力を有するプラットフォーム企業がその地位を利用して、消費者に対して、プライバシーに関する情報の取扱いやサービス品質の悪化等の競争条件について、二方的な取引条件の変更を行う場合に、独占禁止法を適用する可能性・必要性について、どのように考えるか。**独占禁止法上の問題ではなく、あくまで、消費者関係法令や個人情報保護関係法令において対応される事項であると考えべきか。

なお、プライバシーと競争法の関係については、諸外国においても積極的に議論されており、競争法を適用することについては賛否両論が存在する。

- 仮に、**独占禁止法において一定の対応を行う場合に、私的独占、優越的地位の濫用を適用することについて、どのような課題があるか。**

なお、私的独占は、「他の事業者の事業活動を排除又は支配すること」が要件とされており、消費者に対する行為を直接の規制対象としていない。

また、優越的地位の濫用は、取引の相手方ごとに優越的地位を認定する必要があり、典型的には、事業者間取引を念頭に適用されてきたという問題がある。また、優越的地位の濫用は、個々の取引当事者の関係に着目しているものであって、市場支配力そのものに着目している規制ではない。

(3) その他（抱き合わせ等）

- データの大量集積・利用によって市場支配力を有している者による競争制限行為としては、「データの解析業務等との抱き合わせ」が想定されるが、基本的には、データ特有の事情は存在せず、従来の考え方が適用されるものと考えてよい。

(参考 1)

○「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」第4の5(6)

(6) 非係争義務

ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンシーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の権利をライセンサー又はライセンサーの指定する事業者に対して行使しない義務（注17）を課す行為は、ライセンサーの技術市場若しくは製品市場における有力な地位を強化することにつながることで、又はライセンシーの権利行使が制限されることによってライセンシーの研究開発意欲を損ない、新たな技術の開発を阻害することにより、公正競争阻害性を有する場合には、不公正な取引方法に該当する（一般指定第12項）。

ただし、実質的にみて、ライセンシーが開発した改良技術についてライセンサーに非独占的にライセンスをする義務が課されているにすぎない場合は、後記(9)の改良技術の非独占的ライセンス義務と同様、原則として不公正な取引方法に該当しない。

(注17) ライセンシーが所有し、又は取得することとなる全部又は一部の特許権等をライセンサー又はライセンサーの指定する事業者に対してライセンスをする義務を含む。

○「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第2及び第3（抜粋）

第2 「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方

- 1 取引の一方の当事者（甲）が他方の当事者（乙）に対し、取引上の地位が優越しているというためには、市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であれば足りると解される。甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合である。

（略）

第3 「正常な商慣習に照らして不当に」の考え方

「正常な商慣習に照らして不当に」という要件は、優越的地位の濫用の有無が、公正な競争秩序の維持・促進の観点から個別の事案ごとに判断されることを示すものである。

（略）

(参考2)

○ 独Facebook事件（2016年3月2日：連邦カルテル庁プレスリリース〔抄〕）

- ・ ドイツ連邦カルテル庁は、米国Facebookに対して、ユーザーが同意した利用規約についてユーザーが評価し理解することが困難であることから、個人情報保護関係法令に違反してユーザーの個人情報を収集していることが、ソーシャルネットワーク市場における市場支配的地位の濫用となり得るとして審査を開始。
- ・ ムント長官は「市場支配的地位にある事業者には特別な義務があり、関連市場において適切なサービス利用規約を使用することにも含まれている。Facebookのような広告から収入を得ているインターネットサービスにとって顧客情報は非常に重要であり、どのような種類の情報がどの程度の規模で収集されているのかについて顧客が十分に知らされているかどうかを市場支配的地位の濫用の観点から調査を行うことは必要不可欠である。」と述べている。
- ・ 連邦カルテル庁は、ユーザーは、SNSにアクセスするために、最初に利用規約に同意し、Facebookのデータ収集と利用について同意する必要があるが、ユーザーは、同意した規約の範囲を理解し、評価することは困難であり、この手続の許容性について、特に、個人情報保護関係法令において相当な疑義があり、仮に、このような法令違反と市場支配的地位との間に関連があるのであれば、競争法における濫用行為を構成する可能性があると言及している。

※ なお、ドイツにおいては、消費者関係法令や個人情報保護関係法令の違反に対しては、行政機関による執行ではなく、主として集団訴訟により対処されており、我が国とは状況が異なるとの指摘がある。

参考別紙

【別紙1】“BUILDING A EUROPEAN DATA ECONOMY”（2017年1月10日 欧州委員会公表）概要

- “BUILDING A EUROPEAN DATA ECONOMY”は、欧州委員会が、個別の論点に係る考え方等を公表する「コミュニケーション」の一つ。
- 本コミュニケーションは、EU域内におけるデータの自由な流通について考え方を取りまとめたものであり、以下のような内容が論じられている。詳細については別添参照。

1章：はじめに（Introduction）

2章：データの自由な流通（Free Flow of Data）

3章：データのアクセスと移送（Data Access and Transfer）

（1）データへのアクセスの制限

（2）機械的に生成される生データに関する政策的フレームワークの欠如

（3）ビジネス実務の状況

（4）データアクセスに関する検討事項

4章：データに関する法的責任（Liability）

5章：ポータビリティ・相互運用性・標準（Portability, Interoperability and Standards）

（1）非パーソナル・データのポータビリティ

（2）相互運用性

（3）標準

（4）上記（1）～（3）の課題に係る取組

6章：実験テスト（Experimentation and Testing）

7章：結語（Conclusion）

“BUILDING A EUROPEAN DATA ECONOMY”

(2017 年 1 月 10 日 欧州委員会公表)

(概要)

1 章：はじめに (Introduction)

- データは、経済成長・雇用創出・社会発展にとって不可欠な要素。データ分析は、意思決定の最適化・イノベーション・将来予測を促進する。データの利活用分野は、健康・環境・食料安全保障・気候資源のエネルギー効率性・輸送システム・スマートシティなど多岐に渡る。
- 欧州は、米国と比べて、データ利活用に出遅れており、産業能力(industrial capability)も低い。EU 域内では、データ取引に係る法整備が欠如しており、データの自由な流通(free flow of data)が不当に制限されることによって、次のような懸念が生じる。
 - － 大量のデータセットへアクセスが不十分なものになる。
 - － 新規参入者に対する参入障壁となる。
 - － イノベーションを抑制する。
- データは、その入手源と形式において多様であり、また、様々な領域（公共政策分野を含む）で利用することが可能。データの利活用によって便益を得るためには、公共部門及び民間企業が、大量かつ多様なデータセットへアクセスできることが必要。特に、機械又は製造過程から生成されるデータへのアクセスの問題は、データエコノミーに係る中心的論点であって、慎重な評価を要する。

2 章：データの自由な流通 (Free Flow of Data)

- 公的機関が、民間企業に対し、データを保存・処理するための場所(location)について、事業者は何らかの制限を課すことによって、データの自由な流通を阻害すれば、データエコノミーの成長・イノベーションが妨げられる。
- そこで、欧州委員会は、データエコノミーの潜在力を十分に発揮する観点から、「データの自由流通原則」(“The principle of the free flow of data”)を掲げる。この原則に

よれば、（プライバシー上の懸念はもちろん考慮されてしかるべきではあるものの）プライバシー上の懸念を理由に公的機関がデータの自由な流通を妨げるべきではなく、公的機関から課される制限は、公共の利益を達成するために必要最小限かどうか（necessary and proportionate）という観点から正当化できるものである必要がある。（データ流通に係る既存の制限を撤廃すれば、毎年 80 億ユーロの費用削減・効率化効果がもたらされるとの試算結果もある。）

3章：データのアクセスと移送（Data Access and Transfer）

- IoTといった新技術によって、機械や製造過程から大量のデータが生成される。データは、製品や製造過程を改善し、意思決定をサポートすることで、新たな革新的サービス誕生の鍵となる。
- 一方で、データの価値を最大化するためには、事業者が多様なデータセットにアクセスできることが必要。しかし、データを取得した事業者が許可しなければ、競争者がデータにアクセスすることは困難で、データはその取得事業者によってのみ分析されることとなる。
- したがって、機械や製造過程から生成される、いわゆる“生”データ（データの記録後、加工・編集が行われていないもの）のアクセス及び移送の問題は、データエコノミーに係る中心的論点であって、慎重な評価を要する。機械から生成されるデータのアクセスの問題について、様々な産業（※注）で検討が進行中。

※注 例えば、運輸、エネルギー、スマートリビング（smart living environment）、ヘルスケア。

【データへのアクセスの制限】

- ・ 大量のデータを保有する事業者ほど、そのデータの分析は自社内で完結させる傾向にあるとの研究結果が存在。事業者によっては、自らが保有する機械から生成されるデータが、流通等の川下市場で利用されないよう制限する場合もある。
- ・ 多くの事業者は、別の事業者が保有するデータを利用する目的で、API¹を利活用する

¹ API: Application Programming Interface（異なるアプリケーションが相互にやり取りを行うためのインターフェース）

ことを想定していない。事業者間のデータ交換が躊躇される理由として、事業者がデータの経済的価値を数値化する能力を有していないことや、自らが保有するデータが競合他社に渡ってしまうことで競争上の優位性を失うと考えている可能性がある。

〔機械的に生成される生データに関する政策的フレームワークの欠如〕

- ・ 機械的に生成される生データについては、
 - － 知的努力（intellectual effort）による成果物とは認められない
 - － 独自性を有さない

といった理由で、既存の知的財産権では保護されない。現存する一般的な契約法や競争法による解決で十分との考えや、ある産業をカバーするような自発的な包括契約による解決も想定される一方、市場参加者の交渉力に差があるような場合には、市場原理による解決策のみでは、公正かつイノベーションを誘発するような結果を確保することはできない可能性がある。

〔ビジネス実務の状況〕

- ・ データを生成する機械があるユーザーによって保有されている場合、その機械ユーザーではなく、機械製造業者がそのデータの“デファクトの保有者”となる場合がある。このような場合に、“デファクトの保有者”たる機械製造業者が機械ユーザーに対し、そのデータの使用を他の事業者に対して許可することを禁止する場合が多い点が問題。
- ・ また、法整備等が不十分である状況を利用し、機械ユーザーに対して不公正な契約条項を課すなどして、データ管理の主導権を握ろうとする事業者が存在。
- ・ もちろん、事業者間の交渉によって自発的なデータ共有は起こり得るものの、交渉力の弱い事業者にとっては、大きな取引費用（交渉のための弁護士費用）が生じる懸念が存在。

〔データアクセスに関する検討事項〕

- ・ データアクセスに関して解決すべき課題（目的）
 - － 非パーソナルデータのアクセス改善（データの共有・再利用・集約）
 - － 事業者間でのデータ共有に対するインセンティブ促進
 - － 投資利益の保護と公正な利益分配
 - － 機密情報の漏えい回避

- ー ロックイン効果の最小化
- ・ 機械から生成されるデータのアクセスに係る問題に対する取組（手段）
 - ー 事業者がデータを共有する動機を与えるガイダンスの作成（契約における非パーソナルデータの管理権についての取扱いに関するガイダンス）
 - ー データ交換に関する技術的解決方法の開発促進（データの入手源の特定、API の活用、やデータフォーマットの整備）
 - ー デフォルトの契約規則の作成（BtoB間の交渉力の不均衡の軽減等の目的）
 - ー 公共部門がビジネスデータへアクセスすることの許可（公共利益や科学研究目的）
 - ー “データ生成者の権利” の付与（機器類の保有者や長期ユーザーに対して、非パーソナルデータの使用権や使用許諾権を付与すれば、法的不安定性の解消やデータの開放に寄与）
 - ー データ保有者に対する FRAND²等のフレームワークの適用（対価を伴うデータ提供）

5章: ポータビリティ・相互運用性・標準 (Portability, Interoperability and Standards)

[非パーソナルデータのポータビリティ]

- ・ パーソナルデータについては、データポータビリティに係る義務は無く、その一因としては、同様のサービスを提供する事業者であっても事業者毎にデータの保存方法が異なることから、非パーソナルデータに係るデータポータビリティは技術的・費用的負担が大きいことが挙げられる。
- ・ 適切なポータビリティを確保するためには、ユーザーに対する透明性、アクセス管理、相互運用性（イノベーションを促進するような方法によってプラットフォーム間でデータの受渡しが可能か）といった広範なデータガバナンスが必要。

[相互運用性]

- ・ 相互運用性は、ポータビリティの論点と密接に関連。相互運用性により、複数のデジタルサービス間で支障なくデータを交換できるようになる。
- ・ オンライン・プラットフォームの場合には、相互運用性は、サービス利用のスイッチ

² FRAND: Fair, Reasonable And Non-Discriminatory terms (上記文脈においては、データ保有者に対して、自らが保有するデータを、他の事業者等へ、公平、合理的かつ非差別的な条件で提供させるようにすること。)

ングを促進するのみならず、複数のプラットフォームの同時利用（マルチホーミング）及びプラットフォーム間のデータ交換も促進し、デジタルエコノミーにおけるイノベーションを強化する。

〔標準〕

- ・ 効果的なデータポータビリティは、技術的に中立な方法で、適切な技術標準によってサポートされる必要がある。欧州委員会は、相互運用性、ポータビリティ、クラウドサービスのセキュリティを改善するため、オープンソース団体による取組を標準策定プロセスに統合することによって、標準策定をサポートする旨を公表。（例えば、クラウドアプリケーションに用いる TOSCA 仕様（クラウドサービスのポータビリティや操作管理性の向上を目的とするもの）や、INSPIRE 指令（欧州における地理空間情報の活用を推進））

〔上記課題に係る取組〕

- ・ 推奨される契約条項の作成（サービス乗り換えの促進）
- ・ ポータビリティに係る権利の充実
- ・ 各産業特有の標準に係る取組

以上

平成13年公表「事業者の活動に関する相談事例集」(8 保険商品の共同研究開発)

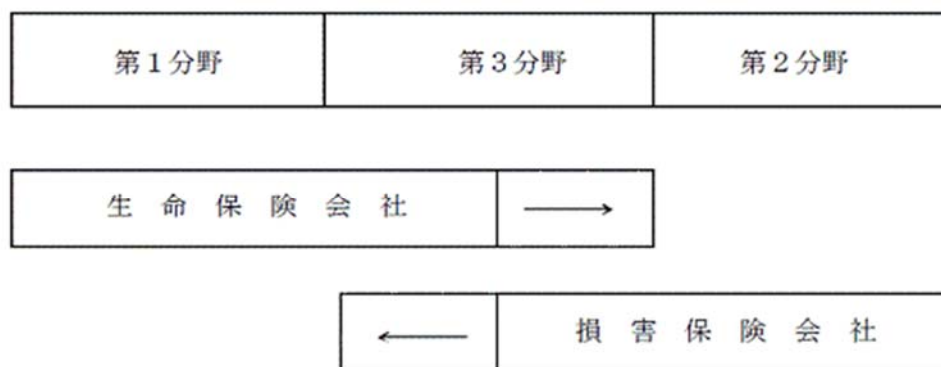
保険会社が、規制緩和によって取扱いが可能となった新しい分野、いわゆる第3分野向けの新しい保険商品を2社で共同研究開発することは、独占禁止法上問題ないと回答した事例。

1 相談者

A社(損害保険会社)

2 相談の要旨

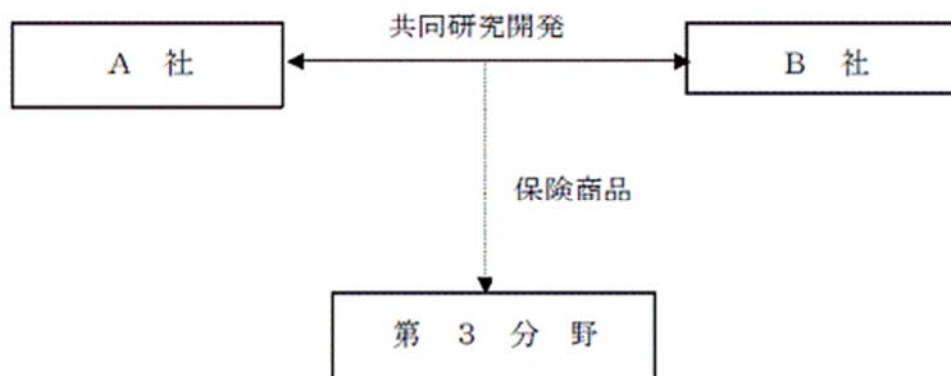
- (1) A社は、損害保険市場において有力な地位にある損害保険会社である。B社も損害保険会社であるが、有力な地位にあるとまではいえない。
- (2) 保険業については、損害保険会社と生命保険会社の各々の保険業の分野が定められているが、生命保険会社のみに営業が認められている分野を第1分野、損害保険会社のみに営業が認められている分野を第2分野と呼称し、双方が営業することが可能な分野は第3分野と呼ばれている。この第3分野の中でも、従来、損害保険会社と生命保険会社それぞれに取扱い可能な分野が分けられていたが、規制緩和により損害保険会社、生命保険会社はこの第3分野においては自由に営業できるようになる。



- (3) A社とB社は、こうした状況を受けて、第3分野を対象とした新しい保険商品の共同研究開発を行うこととしている。A社とB社が共同研究開発を実施する理由は、双方とも新規の分野で新商品の開発ノウハウを十分には持っていないところ、2社のノウハウを合わせることによって優れた新商品を開発できるからである。

第3分野におけるA社とB社のシェアについては、第3分野における現在の損害保険会社のみのシェアでみると、2社で20%強であり、生命保険会社を含めた場合には10%程度となる。

- (4) 今回の共同研究開発においては、A社とB社は新商品の認可取得までは共同で行うことを予定しているが、認可を得た後は、各社が独自の判断によって販売し、新商品の改良等も各社が独自の判断で行うこととしている。このようにA社とB社が共同研究開発を行うことは独占禁止法上問題ないか。



3 独占禁止法上の考え方

市場において有力な事業者とその競争者による保険商品の共同研究開発であることから、本件は、不当な取引制限の観点から検討する。

(1)

ア 研究開発の共同化については、競争促進的な効果を配慮しつつ、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限されるか否かについて、参加者の数、市場におけるシェア、研究の性格、共同化の必要性、対象範囲・期間等の観点から総合的に検討することとなる。〔共同研究開発ガイドライン第1-2(研究開発の共同化の考慮事項)〕

イ 本件相談は、第3分野において損害保険会社と生命保険会社が相互に営業できる分野を制限されていたが、それが自由化され、新たに競争が行われるという市場環境の大きな変化が前提となっている。

自由化された後の第3分野では、損害保険会社と生命保険会社の各社が保険商品の開発を行い、そ

れによって互いに競争するという状況が予想されるところ、共同研究開発ガイドラインにのっとって検討する。

[1] 共同研究開発ガイドラインにおいて、製品市場において競争関係にある事業者間で行う共同研究開発であっても、参加者の当該製品の市場シェアの合計が20%以下の場合、通常は独占禁止法上問題とならないとされている。

ここで、現状の第3分野におけるA社及びB社のシェアの合計は、損害保険会社のみでみて20%強であるが、生命保険会社を含めた場合10%程度であり、また、規制緩和後における第3分野の市場の状況を正確に想定することは困難であるが、第3分野という市場環境の大きく変わる市場に対して、新商品を開発して参入するという競争促進的な効果が期待できると考えられる。

[2] 研究開発の性格は、新商品の開発であり、その成果は直接的に市場に影響を与えるものである。

[3] 共同化の必要性については、本件は両社にとって新しい市場への参入であり、双方でノウハウを出し合うことは有効な商品を開発するために必要と考えられる。

[4] 対象範囲は、第3分野市場全体を対象としたものであるが、対象期間については、第3分野が自由化されるまでに新商品を開発し、新商品が開発された時点で共同研究開発は終了させる予定であることから、競争に与える影響は小さいものと考えられる。

(2) 本件相談については、研究開発の性格としては市場に与える影響は直接的なものであり、対象範囲の点からも市場に対する影響があるものといえるが、第3分野という市場環境が大きく変化することが予想される市場における新商品の開発、つまり新規参入であり、共同化の必要性が認められ、期間も限定的であり、現時点の両社の市場シェアからして市場に与える影響も小さいと考えられ、かつ、競争促進的な効果も期待できることから、独占禁止法上問題ない。

4 回答の要旨

A社及びB社が第3分野向けの新商品を共同研究開発することは、独占禁止法上問題ない。ただし、今後、市場環境が大きく変化する市場であることから、市場の状況が変化した場合には、その状況に応じた判断がなされることとなる。

共同研究開発に関する独占禁止法上の指針

平成5年4月20日

公正取引委員会

改定：平成17年6月29日

改定：平成22年1月1日

はじめに

1 基本的視点

最近の技術革新の一つの特徴として、技術が極めて高度で複雑なものとなり、多くの分野にまたがるものとなっているため、その研究開発に必要な費用や時間が膨大になり、それに必要な技術も多様なものとなることがある。そのため、単独の事業者による研究開発や他の事業者からの技術導入に加えて、複数の事業者による共同研究開発が増加している。

共同研究開発は、(1)研究開発のコスト軽減、リスク分散又は期間短縮、(2)異分野の事業者間での技術等の相互補完等、により研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものであって、多くの場合競争促進的な効果をもたらすものと考えられる。

他方、共同研究開発は複数の事業者による行為であることから、研究開発の共同化によって市場における競争が実質的に制限される場合もあり得ると考えられる。また、研究開発を共同して行うことには問題がない場合であっても、共同研究開発の実施に伴う取決めに伴って、参加者の事業活動を不当に拘束し、共同研究開発の成果である技術の市場やその技術を利用した製品の市場における公正な競争を阻害するおそれのある場合も考えられる。

この「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」は、以上のような認識の下に、共同研究開発に関し、研究開発の共同化及びその実施に伴う取決めに伴って公正取引委員会の一般的な考え方を明らかにすることによって、共同研究開発が競争を阻害することなく、競争を一層促進するものとして実施されることを期待して公表するものである。

公正取引委員会としては、共同研究開発を一般的に問題視するものではなく、それによって競争制限の効果が生じるおそれがある場合に限り、独占禁止法上の検討を行うものであるが、その際に共同研究開発の競争促進の効果を考慮することはもちろんである。

2 指針の適用範囲及び判断時点

(1) この「指針」が適用される「共同研究開発」は、「複数の事業者が参加して研究開発を共同で行うこと」である。すなわち、この「指針」は、共同研究開発の参加者に着目すれば、「複数の事業者」が参加するものに適用される。また、この「指針」は、我が国市場に影響が及び限りにおいて、参加者が国内事業者であると外国事業者であるとを問わず適用される。

(2) 研究開発の共同化の方法としては、(1)参加者間で研究開発活動を分担するもの、(2)研究開発活動を実施する組織を参加者が共同で設立するもの、(3)研究開発活動を事業者団体で行うもの、(4)主として、一方の参加者が資金を提供し、他方の参加者が研究開発活動を行うもの（一方のみが研究開発活動を行い、他方はその成果を一定の対価ですべて取得する場合のように、単に技術開発を目的とする請負契約類似の関係と考えられ、事業者間の共同行為という性質を持たないものは除かれる。）が考えられるが、この「指針」はそのすべてに適用される。

(3) 研究開発は、その性格に着目すると、段階的に基礎研究、応用研究及び開発研究に一応類型化されるが、この「指針」はこれらすべての段階における共同研究開発に適用される。

(4) また、この「指針」により共同研究開発に関する独占禁止法上の問題が判断されるのは、原則として共同研究開発契約締結時点であるが、共同研究開発の成果の取扱い等について、その時点においては定められない場合には、それらが取り決められた時点で独占禁止法上の問題が判断される。

第一 研究開発の共同化に対する独占禁止法の適用について

1 基本的考え方

研究開発の共同化によって参加者間で研究開発活動が制限され、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限されるおそれがある場合には、その研究開発の共同化は独占禁止法[第三条](#)（不当な取引制限）の問題となり得ると考えられる。共同研究開発が事業者団体で行われる場合には独占禁止法[第八条](#)の、また、共同出資会社が設立される場合には独占禁止法[第一〇条](#)の問題となることがある。

研究開発の共同化が独占禁止法上主として問題となるのは、競争関係（潜在的な競争関係も含む。以下同じ。）にある事業者間で研究開発を共同化する場合である。競争関係にない事業者間で研究開発を共同化する場合には、通常は、独占禁止法上問題となることは少ない。事業者は、その製品、製法等についての研究開発活動を通じて、技術市場又は製品市場において競争することが期待されているところであるが、競争関係にある事業者間の共同研究開発は、研究開発を共同化することによって、技術市場又は製品市場における競争に影響を及ぼすことがある。

共同研究開発は、多くの場合少数の事業者間で行われており、独占禁止法上問題となるものは多くないものと考えられるが、例外的に問題となる場合としては、例えば、寡占産業における複数の事業者が又は製品市場において競争関係にある事業者の大部分が、各参加事業者が単独でも行い得るにもかかわらず、当該製品の改良又は代替品の開発について、これを共同して行うことにより、参加者間で研究開発活動を制限し、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限される場合を挙げることができる。

2 判断に当たっての考慮事項

(1) 研究開発の共同化の問題については、個々の事案について、競争促進の効果を考慮しつつ、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限されるか否かによって判断されるが、その際には、以下の各事項が総合的に勘案されることとなる。

[1] 参加者の数、市場シェア等

参加する事業者の数、市場シェア、市場における地位等が考慮されるが、一般的に参加者の市場シェアが高く、技術開発力等の事業能力において優れた事業者が参加者に多いほど、独占禁止法上問題となる可能性は高くなり、逆に参加者の市場シェアが低く、また参加者の数が少ないほど、独占禁止法上問題となる可能性は低くなる。

製品市場において競争関係にある事業者間で行う当該製品の改良又は代替品の開発のための共同研究開発についていえば、参加者の当該製品の市場シェアの合計が二〇%以下である場合には、通常は、独占禁止法上問題とならない。さらに、当該市場シェアの合計が二〇%を超える場合においても、これをもって直ちに問題となるというわけではなく、[1]から[4]までの事項を総合的に勘案して判断される。

○ 研究開発の共同化に関連する市場としては、製品とは別に成果である技術自体が取引されるので、技術市場も考えられる。技術市場における競争制限の判断に当たっては、参加者の当該製品についての市場シェア等によるのではなく、当該技術市場において研究開発の主体が相当数存在するかどうかが基準となる。その際、技術はその移転コストが低く、国際的な取引の対象となっていることから、当該技術市場における顕在的又は潜在的な研究開発主体としては、国内事業者だけでなく、外国事業者をも考慮に入れる必要があり、通常は相当数の研究開発主体が存在することが多く、そのような場合には、[独占禁止法](#)上問題となる可能性は低い。

[2] 研究の性格

研究開発は、段階的に基礎研究、応用研究及び開発研究に類型化することができるが、この類型の差は共同研究開発が製品市場における競争に及ぼす影響が直接的なものであるか、間接的なものであるかを判断する際の要因として重要である。特定の製品開発を対象としない基礎研究について共同研究開発が行われたとしても、通常は、製品市場における競争に影響が及ぶことは少なく、[独占禁止法](#)上問題となる可能性は低い。一方、開発研究については、その成果がより直接的に製品市場に影響を及ぼすものであるため、[独占禁止法](#)上問題となる可能性が高くなる。

[3] 共同化の必要性

研究にかかるリスク又はコストが膨大であり単独で負担することが困難な場合、自己の技術的蓄積、技術開発能力等からみて他の事業者と共同で研究開発を行う必要性が大きい場合等には、研究開発の共同化は研究開発の目的を達成するために必要なものと認められ、[独占禁止法](#)上問題となる可能性は低い。

なお、環境対策、安全対策等いわゆる外部性への対応を目的として行われる共同研究開発については、その故をもって直ちに[独占禁止法](#)上問題がないとされるものではないが、研究にかかるリスク、コスト等にかんがみて単独で行うことが困難な場合が少なくなく、そのような場合には、[独占禁止法](#)上問題となる可能性は低い。

[4] 対象範囲、期間等

共同研究開発の対象範囲、期間等についても共同研究開発が市場における競争に及ぼす影響を判断するに当たって考慮される。すなわち、対象範囲、期間等が明確に画定されている場合には、それらが必要以上に広汎に定められている場合に比して、市場における競争に及ぼす影響は小さい。

(2) なお、上記の問題が生じない場合であっても、参加者の市場シェアの合計が相当程度高く、規格の統一又は標準化につながる等の当該事業に不可欠な技術の開発を目的とする共同研究開発において、ある事業者が参加を制限され、これによってその事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがある場合に、例外的に研究開発の共同化が[独占禁止法](#)上問題となることがある（私的独占等）。

○ 例えば、参加者の市場シェアの合計が相当程度高く、研究開発の内容等からみて成果が当該事業分野における事実上の標準化につながる可能性が高い共同研究開発については、当該研究開発を単独で実施することが困難であり、これによって生産、流通等の合理化に役立ち、需要者の利益を害さず、かつ、当該技術によらない製品に関する研究開発、生産、販売活動等の制限がない場合には、研究開発の共同化は認められる。

この場合においても、当該共同研究開発について、ある事業者が参加を制限され、成果に関するアクセス（合理的な条件による成果の利用、成果に関する情報の取得等をいう。以下同じ。）も制限され、かつ、他の手段を見いだすことができないため、その事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがあるときには、[独占禁止法](#)上問題となる。

しかしながら、参加を制限された事業者に当該共同研究開発の成果に関するアクセスが保証され、その事業活動が困難となるおそれがないければ、[独占禁止法](#)上問題とはならない。

第2 共同研究開発の実施に伴う取決めに對する[独占禁止法](#)の適用について

1 基本的考え方

研究開発の共同化が[独占禁止法](#)上問題とならない場合であっても、共同研究開発の実施に伴う取決めが市場における競争に影響を及ぼし、[独占禁止法](#)上問題となる場合がある。すなわち、当該取決めによって、参加者の事業活動を不当に拘束し、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、その取決めは不正な取引方法として[独占禁止法第十九条](#)の問題となる。

また、製品市場において競争関係にある事業者間で行われる共同研究開発において、当該製品の価格、数量等について相互に事業活動の制限がなされる場合には、主として[独占禁止法第三条](#)（不当な取引制限）の観点から検討される。

なお、共同研究開発は、複数の事業者が参加して共通の目的の達成を目指すものであり、その実施に伴う参加者間の取決めについては、基本的に本指針の考え方によって判断され、技術の利用に係る制限行為を対象とする「知的財産の利用に関する[独占禁止法上](#)の指針」（平成十九年九月二十八日公表）の考え方は適用されない。ただし、共同研究開発の成果の第三者へのライセンス契約については、同指針の考え方によって判断される。

2 不正な取引方法に関する判断

以下では、共同研究開発の実施に伴う取決めを、共同研究開発の実態を踏まえ、「共同研究開発の実施に関する事項」、「共同研究開発の成果である技術に関する事項」及び「共同研究開発の成果である技術を利用した製品に関する事項」に分け、さらに、「原則として不正な取引方法に該当しないと認められる事項」、「不正な取引方法に該当するおそれがある事項」及び「不正な取引方法に該当するおそれが強い事項」に分けて、不正な取引方法の観点から、[独占禁止法上](#)の考え方を可能な限り明らかにしている。

「原則として不正な取引方法に該当しないと認められる事項」は、共同研究開発の円滑な実施のために必要とされる合理的な範囲のものと認められ、また、競争に及ぼす影響が小さいと考えられることから、このような事項が取り決められたとしても、原則として不正な取引方法に該当せず、[独占禁止法](#)上問題とならないものである。ただし、このような事項であっても、その内容において参加者間で著しく均衡を失し、これによって特定の参加事業者が不当に不利益を受けることとなる場合には、[独占禁止法第十九条](#)（[独占禁止法](#)第二条第九項第五号（優越的地位の濫用）又は一般指定第五項（共同行為における差別取扱い））の問題となる。

「不正な取引方法に該当するおそれがある事項」は、各事項について、個々に公正な競争を阻害するおそれがあるか否かが検討されるものであるが、この場合、当該事項が公正な競争を阻害するおそれがあるか否かは、参加者の市場における地位、参加者間の関係、市場の状況、制限が課される期間の長短等が総合的に勘案されることとなる。この場合、参加者の市場における地位が有力であるほど、市場における競争が少ないほど、また、制限が課される期間が長いほど、公正な競争が阻害されるおそれが強い。なお、上記で述べた[独占禁止法](#)第二条第九項第五号又は一般指定第五項の問題については、ここでも同様に一定の場合には問題となる。

「不正な取引方法に該当するおそれが強い事項」は、共同研究開発の実施に必要なとは認められず、また、課される制限の内容自体からみて公正競争阻害性が強いものであるため、特段の正当化事由がない限り、不正な取引方法に該当すると考えられるものである。

(1) 共同研究開発の実施に関する事項

ア 原則として不正な取引方法に該当しないと認められる事項

[1] 研究開発の目的、期間、分担等（業務分担、費用負担等）を取り決めること

[2] 共同研究開発のために必要な技術等（知見、データ等を含む。以下同じ。）の情報（共同研究開発の過程で得られたものを含む。以下同じ。）を参加者間で開示する義務を課すこと

[3] [2]で他の参加者から開示された技術等の情報に関する秘密を保持する義務を課すこと

[4] [2]の技術等の情報以外に共同研究開発に関して他の参加者から得た情報のうち特に秘密とされているもの（共同研究開発の実施自体が秘密とされ

ている場合を含む。)の秘密を保持する義務を課すこと

[5] 分担した研究の進捗状況を参加者間で報告する義務を課すこと

[6] [2]で他の参加者から開示された技術等を共同研究開発のテーマ(共同研究開発の対象範囲をいう。以下同じ。)以外に流用することを制限すること((1)イ[1]の場合を除く。)

[7] 共同研究開発のテーマと同一のテーマの独自の又は第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること

[8] 共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため又は参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発のテーマと極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること((1)ウ[1]参照)

[9] 共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため又は参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発終了後の合理的期間に限って、共同研究開発のテーマと同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限すること((1)ウ[1]及び[2]参照)

○ 共同研究開発終了後についての研究開発の制限は、基本的に必要とは認められず、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであるため、公正競争阻害性が強いものと考えられる((1)ウ[1]及び[2]参照)。

ただし、共同研究開発終了後の合理的期間に限って、同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限することは、背信行為の防止又は権利の帰属の確定のために必要と認められる場合には、原則として公正競争阻害性がないものと考えられる。

[10] 参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発実施期間中において、共同研究開発の目的とする技術と同種の技術を他から導入することを制限すること((1)イ[2]の場合を除く。)

[11] 共同研究開発への他の事業者の参加を制限すること

○ 共同研究開発への他の事業者の参加を制限すること自体は、原則として問題とはならないが、他の事業者の参加を制限する行為が、例外的に、不公正な取引方法(独占禁止法第二条第九項第一号又は一般指定第一項(共同の取引拒絶)、第二項(その他の取引拒絶)等)、私的独占等の問題となることがある(第一―2(2)参照)。

イ 不公正な取引方法に該当するおそれがある事項

[1] 技術等の流用防止のために必要な範囲を超えて、共同研究開発に際して他の参加者から開示された技術等を共同研究開発以外のテーマに使用することを制限すること((1)ア[6]参照)

○ 開示された技術等をそのまま流用するのではなく、それから着想を得て全く別の技術を開発することまで制限するような場合には、当該研究開発活動の制限は、技術等の流用防止のために必要な範囲を超えて参加者の事業活動を不当に拘束するものであり、公正な競争を阻害するおそれがあるものと考えられる(一般指定第一二項(拘束条件付取引))。

[2] 共同研究開発の実施のために必要な範囲を超えて、共同研究開発の目的とする技術と同種の技術を他から導入することを制限すること((1)ア[10]参照)

○ 参加者が共同研究開発に関係する知見、成果等に関する権利を放棄するなどして共同研究開発から離脱し、他から優れた技術を導入することを希望する場合にまでそれを認めないといった制限は、共同研究開発の実施のために必要な範囲を超えて参加者の事業活動を不当に拘束するものであり、このような事項は、競合する技術を保有する事業者の取引機会を奪い又は参加者の技術選択の自由を奪うものであって、公正な競争を阻害するおそれがあるものと考えられる(一般指定第一項(排他条件付取引)又は第一二項(拘束条件付取引))。

ウ 不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

[1] 共同研究開発のテーマ以外のテーマの研究開発を制限すること((1)ア[8]及び[9]の場合を除く。)

[2] 共同研究開発のテーマと同一のテーマの研究開発を共同研究開発終了後について制限すること((1)ア[9]の場合を除く。)

○ 上記[1]及び[2]のような事項は、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる(一般指定第一二項(拘束条件付取引))。

[3] 既存の技術の自らの使用、第三者への実施許諾等を制限すること

[4] 共同研究開発の成果に基づく製品以外の競合する製品等について、参加者の生産又は販売活動を制限すること

○ 上記[3]及び[4]のような事項は、共同研究開発の実施のために必要とは認められないものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる(一般指定第一二項(拘束条件付取引))。

(2) 共同研究開発の成果である技術に関する事項

ア 原則として不公正な取引方法に該当しないと認められる事項

[1] 成果の定義又は帰属を取り決めること

[2] 成果の第三者への実施許諾を制限すること

○ 成果の第三者への実施許諾を制限すること自体は、原則として問題とはならないが、第三者への実施許諾を制限する行為が、例外的に、不公正な取引方法(独占禁止法第二条第九項第一号(共同の取引拒絶)、第二項(その他の取引拒絶)等)、私的独占等の問題となることがある(第一―2(2)参照)。

[3] 成果の第三者への実施許諾に係る実施料の分配等を取り決めること

[4] 成果に係る秘密を保持する義務を課すこと

[5] 成果の改良発明等を他の参加者へ開示する義務を課すこと又は他の参加者へ非独占的に実施許諾する義務を課すこと

○ 上記[1]から[5]までのような事項であっても、その内容において参加者間で著しく均衡を失し、これによって特定の参加事業者が不当に不利益を受けることとなる場合には不公正な取引方法の問題となることは前記のとおりである。

イ 不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

[1] 成果を利用した研究開発を制限すること

○ このような事項は、参加者の研究開発活動を不当に拘束するものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる(一般指定第一二項(拘束条件付取引))。

[2] 成果の改良発明等を他の参加者へ譲渡する義務を課すこと又は他の参加者へ独占的に実施許諾する義務を課すこと

○ このような事項は、参加者が成果の改良のための研究開発を行うインセンティブを減殺させるものであって、公正競争阻害性が強いものと考えられる(一般指定第一二項(拘束条件付取引))。

(3) 共同研究開発の成果である技術を利用した製品に関する事項

ア 原則として不公正な取引方法に該当しないと認められる事項

[1] 成果であるノウハウの秘密性を保持するために必要な場合に、合理的な期間に限って、成果に基づく製品の販売先について、他の参加者又はその指定する事業者に制限すること（（3）イ[3]参照）

[2] 成果であるノウハウの秘密性を保持するために必要な場合又は成果に基づく製品の品質を確保することが必要な場合に、合理的な期間に限って、成果に基づく製品の原材料又は部品の購入先について、他の参加者又はその指定する事業者に制限すること（（3）イ[4]参照）

○ 上記[1]及び[2]の「合理的な期間」は、リバース・エンジニアリング等によりその分野における技術水準からみてノウハウの取引価値がなくなるまでの期間、同等の原材料又は部品が他から入手できるまでの期間等により判断される。

[3] 成果に基づく製品について他の参加者から供給を受ける場合に、成果である技術の効用を確保するために必要な範囲で、その供給を受ける製品について一定以上の品質又は規格を維持する義務を課すること（（3）イ[5]参照）

イ 不公正な取引方法に該当するおそれがある事項

[1] 成果に基づく製品の生産又は販売地域を制限すること

[2] 成果に基づく製品の生産又は販売数量を制限すること

[3] 成果に基づく製品の販売先を制限すること（（3）ア[1]の場合を除く。）

[4] 成果に基づく製品の原材料又は部品の購入先を制限すること（（3）ア[2]の場合を除く。）

[5] 成果に基づく製品の品質又は規格を制限すること（（3）ア[3]の場合を除く。）

○ 上記[1]から[5]までのような事項は、参加者の市場における地位、参加者間の関係、市場の状況、制限が課される期間の長短等を総合的に勘案した結果、公正な競争を阻害するおそれがあると判断される場合には不公正な取引方法の問題となる（一般指定第一一項（排他条件付取引）又は第一二項（拘束条件付取引））。

なお、上記[3]又は[4]に関し、例えば、取引関係にある事業者間で行う製品の改良又は代替品の開発のための共同研究開発については、市場における有力な事業者によってこのような制限が課されることにより、競争者の取引の機会が減少し、他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができなくなるおそれがある場合には、公正な競争が阻害されるおそれがあるものと考えられる（「[流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針](#)」（平成三年七月一日公表）第一部の第四（取引先事業者に対する自己の競争者との取引の制限）参照）。

ウ 不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

[1] 成果に基づく製品の第三者への販売価格を制限すること

○ このような事項は、制限を課された参加者の重要な競争手段である価格決定の自由を奪うこととなり、公正競争阻害性が強いものと考えられる（一般指定第一二項（拘束条件付取引））。

[このページの上へ戻る](#)

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

〒100-8987 東京都千代田区麹町1-1-1 電話 03-3581-5471（代表）

▶ [ご利用案内](#)

▶ [関連リンク](#)

▶ [所在地](#)

Copyright © 2013 Japan Fair Trade Commission. All Rights Reserved.

標準化に伴うパテントプールの形成等に関する
独占禁止法上の考え方

平成17年6月29日

〔 改正 平成19年9月28日 〕

公正取引委員会

標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方

目次	頁
第1 はじめに	1
第2 標準化活動	1
1 標準化活動の態様	1
2 標準化活動自体に関する独占禁止法の適用	2
3 規格技術に関する特許権の行使と独占禁止法の適用	3
第3 規格に係る特許についてのパテントプールに関する独占禁止法上の問題点の検討	4
1 基本的な考え方	4
2 パテントプールの形成に関する独占禁止法上の考え方	6
(1) パテントプールに含まれる特許の性質	6
(2) パテントプールへの参加に係る制限	7
(3) パテントプールの運営	8
3 パテントプールを通じたライセンスに関する独占禁止法上の考え方	8
(1) 異なるライセンス条件の設定	8
(2) 研究開発の制限	9
(3) 規格の改良・応用成果のライセンス義務（グラントバック）	10
(4) 特許の無効審判請求等への対抗措置（不爭義務）	10
(5) 他のライセンシー等への特許権の不行使（非係争義務）	11
事例	12

第1 はじめに

情報通信分野など技術革新が著しい分野においては、新製品の市場を迅速に立ち上げ、需要の拡大を図るため、異なる機種間の情報伝達方式や接続方法などについて規格を策定し、広く普及させる必要性が高く、関連する事業者が共同で規格を策定し、広く普及を進める活動（以下「標準化活動」という。）が行われている。一方で、これらの分野では規格で規定された機能・効用を実現するために必要な技術（以下「規格技術」という。）に関し特許権を有する者が多数存在することから、規格を策定したとしても当該規格を採用した製品を開発・生産するためには複雑な権利関係の処理が必要であり、これを個別の交渉によった場合に要する膨大な労力及び費用は当該規格を採用した製品の市場の迅速な立上げ・需要の拡大を阻害するおそれがある。

近年、標準化活動に伴うこのような困難な問題を解決する手段として、規格技術に関する特許権者が共同でパテントプール^(注1)を形成し、当該プールを通じて、規格を採用した製品の開発・生産に必要な特許を一括してライセンスする枠組が利用されるようになってきている。

公正取引委員会は、平成11年に特許権等の行使と独占禁止法上の考え方について「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（以下「特許ノウハウガイドライン」という。）を公表（平成19年「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（以下「知的財産ガイドライン」という。）の策定に伴い廃止。）しており、パテントプールによるライセンスについても基本的には当該ガイドラインの考え方に沿って判断される。しかしながら、規格を広く普及させるためパテントプールを利用することに対する関心が高まる中、今回、知的財産ガイドラインを補足する目的で、標準化活動及びそれに伴うパテントプールの形成・運用に関する独占禁止法上の考え方を明確にすることにより、独占禁止法違反行為の未然防止とパテントプールの形成・運用等における適切な活動の展開に資することとしたものである。

なお、規格を広く普及させる手段としてのパテントプール等については様々な態様のものが考えられるところ、本考え方で検討されていない態様のものについては、個別の事案ごとに独占禁止法の規定に照らして判断される。

（注1）パテントプールとは、特許等の複数の権利者が、それぞれの所有する特許等又は特許等のライセンスをする権限を一定の企業体や組織体（その組織の形態には様々なものがあり、また、その組織を新たに設立する場合や既存の組織が利用される場合があり得る。）に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるものをいう（知的財産ガイドライン第3-2-(1)-ア参照）。

なお、このような企業体や組織体を通じてライセンスされる権利の中には著作権など特許権以外の権利も含まれ得るが、このようなライセンス方式は特許において利用されることが最も典型的であることから、以下ではこれらの他の権利も含めて「特許権」と記している。

第2 標準化活動

1 標準化活動の態様

関連する事業者が共同で規格を策定し、広く普及を進める活動は、従来 J I S 規格の策定など公的な機関において行われることが一般的であった。これに対して、情報通信分野など研究開発活動が活発に行われている分野では、研究開発活動の成果について迅速な製品化を図るため、前記のように競合する事業者間において新技術を製品化するに先立ち情報伝達方式や接続方法などの規格を共同で策定し、広く普及を進める活動が行われている。

このような活動には、

- ① 少数の競争事業者が非公開で新製品を共同開発し、競合製品との市場競争を通じて圧倒的なシェアを獲得することで当該製品の規格を広く普及させるもの
- ② 活動を公開して多くの参加者を受け入れ、参加者からの技術提案に基づき規格を策定することで当該規格を広く普及させるもの
- ③ 規格の中核技術は少数の者が非公開に開発した後、付加的な部分を決定する段階で活動を公開し、参加者からの技術提案も取り入れて規格を策定することで当該規格を広く普及させるもの

などがあり、その態様は様々である^(注2)^(注3)。

以下で記載される、標準化活動に関する独占禁止法上の考え方は、基本的には多数の競争事業者が活動を公開し共同で規格を策定し、広く普及を進める活動についてのものである。

(注2) これらの活動については、その態様から実質的に事業者団体（以下これらの団体を「標準化団体」という。）の場で行われていると認められる場合が多いと考えられる。このような団体による標準化活動については、独占禁止法第8条の観点からも評価されることとなる。

(注3) ②又は③の場合においては、標準化活動に参加する事業者に対して、規格技術について特許権を有する場合にはその旨を申告し、必要に応じて当該特許を妥当かつ無差別な条件でライセンスする旨の確認書(パテントステートメント)の提出を求め、当該確認書が得られず、かつ、規格技術の利用には当該参加者の有する特許を侵害することが回避できないと判明した場合には当該規格の策定を中止する等の方針を採っているものが多い。

2 標準化活動自体に関する独占禁止法の適用

標準化活動は、製品の仕様・性能等を共通化するなどにより参加者の事業活動に一定の制限を課すものであるが、一方で、製品間の互換性が確保されることなどから、当該規格を採用した製品の市場の迅速な立上げや需要の拡大が図れるとともに、消費者の利便性の向上に資する面もあり、活動自体が独占禁止法上直ちに問題となるものではない。

しかしながら、例えば、標準化活動に当たって以下のような制限が課されることにより、市場における競争が実質的に制限される、あるいは公正な競争が阻害されるおそれがある場合には独占禁止法上問題となる。

- ① 販売価格等の取決め

標準化活動に参加する事業者が、策定された規格を採用した製品等の販売価格、生産数量又は製品化の時期等について共同で取り決める（不当な取引制限等）。

② 競合規格の排除

標準化活動に参加する事業者が、相互に合理的な理由なく競合する規格を開発することを制限する又は競合する規格を採用した製品の開発・生産等を禁止する^(注4)(不当な取引制限、拘束条件付取引等)。

③ 規格の範囲の不当な拡張

標準化活動に参加する事業者が、規格を策定する際に相互に製品開発競争を回避することを目的として、互換性の確保など標準化のメリットを実現するために必要な範囲を超えて製品の仕様・性能等を共通化する（不当な取引制限等）。

④ 技術提案等の不当な排除

標準化活動に参加する一部の参加者が、規格を策定する過程で、不当に、特定の事業者の技術提案が採用されることを阻止する又は規格が技術改良の成果を踏まえた内容に改定されることを阻止する（私的独占、共同行為による差別取扱い）。

⑤ 標準化活動への参加制限

標準化活動に参加しなければ、策定された規格を採用した製品を開発・生産することが困難となり、製品市場から排除されるおそれがある場合に、合理的な理由なく特定の事業者の参加を制限する（私的独占等）。

（注4） 標準化活動の態様が、少数の競争事業者が非公開で新製品を開発し、競合製品との市場競争を通じて事実上の標準化を目指すなど実質的に共同研究開発と認められるときには、このような制限を課すことについても合理的な理由が認められる場合がある（「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（以下「共同研究開発ガイドライン」という。）第2-2-(1)-ア-⑧⑨、（注14）参照）。

3 規格技術に関する特許権の行使と独占禁止法の適用

規格技術について特許権（以下、特許が付与された規格技術を単に「特許」という。）を有する者が、その特許を他の者にライセンスする又はしないことの独占禁止法上の問題については、基本的には知的財産ガイドラインの考え方に沿って判断される。

例えば、標準化活動に参加していない事業者が当該活動により策定された規格について特許を有していた場合に、規格を採用する事業者に対して当該特許をライセンスすることを拒否したとしても通常は独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が、規格が策定され、広く普及した後に、規格を採用する者に対して当該特許をライセンスすることを合理的理由なく拒絶する（拒絶と同視できる程度に高額のライセンス料を要求する場合も含む。）ことは、拒絶された事業者が規格を採用した製品を開発・生産することが困難となり、当該製品市場における競争が実質的に制限される場合には私的独占として、競争が実質的に制限さ

れない場合であっても公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法（その他の取引拒絶等）として独占禁止法上問題となる（注5）（注6）。

また、直接的には標準化活動に参加していない場合でも、例えば、活動に参加する者と共謀するなどして、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた場合に上記の行為を行うことは、同様の独占禁止法上の問題を生じる。

（注5） 独占禁止法第21条は「この法律の規定は、・・・特許法・・・による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と定めているが、同条は特許法等による「権利の行使」とみられるような行為であっても、競争秩序に与える影響を勘案した上で、技術保護制度の趣旨を逸脱し又は同制度の目的に反すると認められる場合には、同条にいう「権利の行使と認められる行為」と評価されず、独占禁止法が適用されることを確認する趣旨で設けられたものであると解されている。当該行為は、事業者の共同行為によって標準としての価値を付加された特許を競争者排除の手段として利用するものであり、技術保護制度の趣旨や目的に反することから、独占禁止法第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価されず、独占禁止法が適用される。

（注6） このような行為を標準化活動に参加している複数の事業者が共同して行うことは、競争が実質的に制限される場合には私的独占又は不当な取引制限として、競争が実質的に制限されない場合でも不公正な取引方法（共同の取引拒絶）として独占禁止法上問題となりうる。

第3 規格に係る特許についてのパテントプールに関する独占禁止法上の問題点の検討

1 基本的な考え方

標準化活動を通じて規格が策定された後に、当該活動に参加した事業者が中心となって規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用する行為については、パテントプールを形成する主体は標準化活動の参加者とは異なる場合があり、競争に及ぼす影響も規格の策定とは異なるものである。したがって、標準化活動自体が独占禁止法上問題ない場合であっても、その後にパテントプールが形成・運用される場合には、別途、独占禁止法上の問題が検討される。

（1） 一般に、規格技術に関して多数の特許権が取得され、それらが多数の特許権者により保有されている場合、

- ① 規格を採用した製品を生産・販売するには、すべての特許権者を見だし、個別にライセンス条件について取り決めるなど権利関係の処理に多大な労力と費用を要し、
- ② 製品を生産・販売するために支払うライセンス料も、個々の特許権者に支払うライセンス料が累積するため高額となり得る

ことから、規格を採用した製品の開発・普及が困難となるおそれがある。

規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用することは、規格の採用に伴う複雑な権利関係の処理を効率化し、ライセンス料を調整して高額化を回避することを容易にし得るなど、規格を採用した製品の開発・普及を促進するための有効な手段として、競争促進的に機能し得る。

一方で、パテントプールが競争事業者によって形成・運用される場合は、規格に係る特許の利用について相互に制限を課し^(注7)、ライセンシーの事業活動に制限を課すなど、広範に競争制限行為が行われるおそれがある。

(注7) 前記のように、独占禁止法第21条は個々の特許権者の「権利の行使と認められる行為」には同法を適用しない旨を定めているところ、多数の特許権者がパテントプールを利用し、ライセンシーに課す制限について共同で取り決める行為については、同条が規定する「権利の行使と認められる行為」とは評価されず、同法が適用される。

- (2) 規格に係る特許についてパテントプールを形成・運用することの独占禁止法上の問題の有無については、個別の事案ごとに、①規格がどの程度普及しているか、②規格が広く普及している場合には当該プールが規格に関連する市場でどのような地位を占めるかなど、関連する市場の状況を踏まえ、競争促進的な効果及び競争制限的な効果を含め、競争に及ぼす影響について総合的に検討した上で判断する必要がある。

一般に、多数の競争事業者が共同で規格を策定し、規格に係る特許についてパテントプールを形成する場合であっても、当該規格が広く普及しているとは認められず、他に類似の機能・効用を持つ規格が複数存在している場合や、広く普及している場合でも、当該プールからライセンスを受けなくても必要な特許が利用できる場合であれば、当該プールが競争に及ぼす影響^(注8)は小さくなる。

特に、複数の競争事業者が、規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーの事業活動に対して一定の制限を課しても、規格を採用した製品の販売価格や販売数量を制限するなど明らかに競争を制限すると認められる場合などを除き、①当該プールの規格に関連する市場に占めるシェアが20%^(注9)以下の場合、②シェアでは競争に及ぼす影響を適切に判断できない場合は、競争関係にあると認められる規格が他に4以上存在する場合には、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない^(注10)。

- (3) また、これらの条件が満たされない場合でも、パテントプールを通じた制限が直ちに独占禁止法上問題となるわけではなく、規格の普及の程度、代替的なパテントプールや規格技術の有無など市場の状況を踏まえた上で、個別事案ごとに競争に与える影響を検討した上で判断されるものである。後記2以下で示されている個別の制限等の検討についても、特段記述がない限り同様である。

(注8) 規格に係る特許についてのパテントプールの形成・運用が競争に及ぼす影響については、一般の技術取引と同様、個別の事案ごとに、規格に関連する製品市場又は技術市場において相互に競争関係にあると認められる事業者の取引に及ぼす影響の大きさに基づき判断される。

(注9) 通常、ある規格に関連する市場に占めるパテントプールのシェアについては、当該規格を採用した製品並びにそれと機能及び効用が類似の製品の市場において、当該プールからライセンスを受けて生産された製品（当該プールに特許を含めている事業者が自ら生産・販売する製品を含む。）が占める

割合を基に判断される。

(注 10) 技術はその移転に要する費用が小さく、国際的な取引の対象となっていること、標準化活動の中には国際的な規模で進められるものも多いことなどをかんがみるに、競争関係にある規格技術や規格の有無の判断に当たっては、海外で開発されたものも考慮に入れる必要がある。

2 パテントプールの形成に関する独占禁止法上の考え方

(1) パテントプールに含まれる特許の性質

ア 規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許に限られる場合

規格に係る特許についてパテントプールを形成することが技術市場における競争にどのような影響を及ぼすかは、当該プールに含まれる特許が規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許^(注 11)(以下「必須特許」という。)のみの場合とそうでない場合とでは異なる。

パテントプールが必須特許のみにより構成される場合には、これらすべての特許は規格で規定される機能及び効用を実現する上で補完的な関係に立つことから、ライセンス条件が一定に定められても、これらの特許間の競争が制限されるおそれはない。したがって、パテントプールに含まれる特許の性質に関して独占禁止法上の問題が生じることを確実に避ける観点からは、パテントプールに含まれる特許は必須特許に限られることが必要である。

なお、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、パテントプールに含まれる特許が必須特許であるか否かについて、恣意的な判断を避けるため、パテントプールに参加する事業者から独立した専門的な知識を持った第三者が行うことが必要であり、また、当初は必須特許であっても、パテントプールの形成後に、規格で規定される機能及び効用を実現する更に優れた技術が開発され、既存の規格技術が陳腐化した場合には、直ちにパテントプールから外されることが重要である。

(注 11) ここで、規格で規定される機能及び効用を実現するために必須な特許とは、規格を採用するためには当該特許権を侵害することが回避できない、又は技術的には回避可能であってもそのための選択肢は費用・性能等の観点から実質的には選択できないことが明らかなものを指す。

イ 必須特許とはいえない特許が含まれる場合

必須特許とはいえない特許が合理的な理由なくパテントプールに含まれている場合には、規格技術の間の競争に以下のような影響が及ぶ結果、技術市場における競争が実質的に制限されるなど、独占禁止法上の問題を生じるおそれがある。

① パテントプールに含まれる特許が相互に代替的な関係にある場合（以下、このような関係にある特許を「代替特許」という。）、これらの特許はライセンス条件等で競争関係に立つことから、パテントプールに含められライセンス条件が一定とされることにより、これらの代替特許間の競争が制限される。(事例 1)

② また、パテントプールに含まれる特許は相互に代替的な関係にない場合であ

っても、パテントプールに含まれる特許が当該プール外の特許と代替的な関係にある場合、必須特許と一括してライセンスされることにより、当該プール外の特許は、容易にライセンス先を見いだすことができなくなり、技術市場から排除される。(事例2)

したがって、必須特許以外の特許がパテントプールに含まれる場合には競争制限効果が大きくなり得るため、当該規格の普及の程度、代替的なパテントプールや規格技術の有無などの市場の状況の外、以下の点も勘案し競争に及ぼす影響について総合的に判断することになる。

- ① パテントプールに必須特許以外の特許が含まれることに、合理的な必要性が認められるか又は競争促進効果が認められるか。
- ② パテントプールに特許を含める者が、当該プールを通さずに当該特許を他の事業者直接向けにライセンスすることが可能か。また、事業者がパテントプールに含まれる特許の中から必要な特許のみを選択してライセンスを受けることが可能か^(注12)。

(注12) パテントプールの参加者が、あらかじめ取り決めた条件で個別にライセンス契約を締結することとし、加えて、当該条件に従わなくても別途ライセンス契約を結ぶというライセンス方式の場合、規格の採用者は、規格に係る特許のライセンス条件についての選択が可能であり、技術市場又は製品市場における競争が制限されるおそれは少なくとも考えられる。

(2) パテントプールへの参加に係る制限

ア パテントプールへの参加の制限

パテントプールへの参加を一定の条件を満たす者に制限することは、制限の内容が、パテントプールを円滑に運営し、規格を採用する者の利便性を向上させるために合理的に必要と認められるものであり、競争を制限するものでなければ、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

また、特定の規格を策定するに当たり、規格を迅速に広く普及させるため、標準化活動の参加者が、規格の策定後は規格に係る特許はパテントプールを通じてライセンスすることを事前に取り決めることは、対象が必須特許に限られ、かつ、ほかに当該特許の自由な利用が妨げられないなどの場合は、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

イ パテントプールへの参加者に対する制限

パテントプールに参加する者に対して、パテントプール運営のために一定のルールを課すことなどは、制限の内容がパテントプールを円滑に運営し、規格を採用する者の利便性を向上させるために合理的に必要と認められるものであり、かつ、特定の事業者のみ不当に差別的な条件を課すものでない限り、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

例えば、ライセンス料の分配方法を、パテントプールに含まれる特許が規格で規定される機能・効用を実現する上でどの程度重要か、パテントプールに参加する者も規格を採用した製品を生産・販売しているかなど様々な要因に基づいて決定したとしても、通常は独占禁止法上の問題を生じるものではない。

しかしながら、パテントプールに参加する者に対して、パテントプールを通す以外の方法でライセンスすることを認めないなど、特許の自由な利用を制限することは、通常はパテントプールの円滑な運営に合理的に必要な制限とは認められず、製品市場及び技術市場における競争に及ぼす影響も大きいと考えられることから、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不当な取引制限等）。（事例3）

(3) パテントプールの運営

通常、パテントプールの運営においては、ライセンシーからのライセンス料の徴収、ライセンス条件の履行状況の確認などの活動を通じて、ライセンシーによる製品の生産・販売数量、販売価格などライセンシーの事業活動に関する重要な情報がパテントプールの運営者に集中することになる。パテントプールへの参加者やライセンシーがこれらの情報にアクセスできる場合、ライセンシーが製品の生産・販売数量、販売価格などについて相互に制限を課すために用いるなど、独占禁止法違反行為を行うための手段として利用されるおそれがある。

したがって、独占禁止法違反行為を未然に防止し、パテントプールに期待される競争促進効果を十分に発揮させるためには、パテントプールの運営者に集中するライセンシーの事業活動に関する情報について、パテントプールへの参加者やライセンシーがアクセスできないようにすることが重要であり、例えば、パテントプールの参加者と人的・資金的に関係のない第三者に運営業務を委託するなどの措置が講じられることが望ましい。（事例4）

3 パテントプールを通じたライセンスに関する独占禁止法上の考え方

パテントプールを通じたライセンスにおいてライセンシーに課される様々な制限についても、基本的には、個別の事案ごとに知的財産ガイドラインで示される考え方に基づいて競争に及ぼす影響が判断される。しかしながら、規格に係るパテントプールについては、規格を採用する事業者の事業活動に及ぼす影響が大きく、影響が及ぶ範囲も多数のライセンシーに斉一的かつ広範にわたることから、競争への影響について慎重に検討する必要がある。

(1) 異なるライセンス条件の設定

規格について特許を有する者がパテントプールを形成し、規格を採用する者にライセンスする際に、ライセンスされる特許の利用範囲（技術分野、地域等）や利用

時期を制限し、それらに応じてライセンス料に差を設けることは直ちに独占禁止法上問題となるものではなく、個々の事案について、差を設けることの合理的な必要性を踏まえつつ競争への影響が判断される。

例えば、ライセンス料について、ライセンスを受けて生産・販売される個々の製品の需給関係を反映したものとする事又はライセンスを受けた製品の生産数量に応じたものとする事などは、通常は独占禁止法上問題となるものではない^(注13)。

しかしながら、パテントプールを通じたライセンスにおいて、特段の合理的な理由なく、特定の事業者のみ①ライセンスすることを拒絶する、②他のライセンシーと比べてライセンス料を著しく高くする、③規格の利用範囲を制限するなどの差を設けることは、差別を受ける事業者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼす場合には独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、共同の取引拒絶等）。したがって、独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、合理的な理由のない限り非差別的にライセンスすることが必要である。（事例5）

（注13） ライセンス条件を定める際に、ライセンシーが必須特許を有しており、それを、パテントプールを通じて他のライセンシーにライセンスしている場合に、必須特許を有さないライセンシーと異なる条件にすることは、その差が合理的な範囲にとどまるものであり、競争に重大な影響を及ぼすおそれのない限り、通常は独占禁止法上問題となるものではない。

（2） 研究開発の制限

ア 規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーに対して、規格技術又は競合する規格についてライセンシーが自ら又は第三者と共同して研究開発を行うことを制限することは、代替的な規格技術や規格の開発が困難になり、製品市場及び技術市場における競争が制限されるおそれがある（私的独占、不当な取引制限等）。

イ 少数の者が非公開で規格に係る技術を新たに開発するなど、規格の策定の態様が実質的に共同研究開発と認められる場合には、当該活動に参加する者が相互に規格技術や当該規格と競争関係に立つ規格を開発することを制限したり又は第三者と共同で開発することを制限したりすることが、当該活動を円滑に進める上で合理的に必要な範囲の制限と認められる場合もある^(注14)。

しかしながら、このような場合であっても、規格が策定された後に、当該規格に係る特許についてパテントプールを形成しライセンスする際に、ライセンシーの研究開発を制限することには何ら合理的な必要性があるとは認められず、独占禁止法上問題となるおそれがあるので注意が必要である。（事例6）

（注14） 共同研究開発ガイドラインでは、以下のような制限について原則として不正な取引方法に該当しないとされている。

- ① 共同研究開発のテーマと同一のテーマの独自の又は第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること。
- ② 共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため又は参加者を共同研究開発に専

念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発のテーマときわめて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を共同研究開発実施期間中について制限すること。

- ③ 共同研究開発の成果について争いが生じることを防止するため又は参加者を共同研究開発に専念させるために必要と認められる場合に、共同研究開発終了後の合理的期間に限って、共同研究開発のテーマと同一又は極めて密接に関連するテーマの第三者との研究開発を制限すること。

(3) 規格の改良・応用成果のライセンス義務（グラントバック）

ア 規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーが規格技術に関して行う改良・応用の成果について、当該プールに加えるように義務付けることは、

- ① ライセンシーによる改良・応用の成果が当該プールに集積されるため、代替的な規格技術や規格を開発することが困難となるなど、当該規格に関連する市場に占める当該プールの有力な地位が強化される
- ② ライセンシーによる改良・応用の成果の中に機能及び効用が類似のものがある場合は、多数の代替特許が当該プールに含まれることとなり、これら代替特許間の競争が制限される

ことなどにより、技術市場における競争が制限されるおそれがある。

イ 他方、ライセンシーによる規格技術の改良・応用の成果が必須特許となる場合もあり得るところ、そのような場合にライセンシーに対して上記の義務を課すことについては、制限の態様が必須特許に限り当該プールに非独占的にライセンスすることを義務付けるものであり、ほかに自由な利用を制限するものではなく、ライセンス料の分配方法等で他の当該プール参加者に比べて不当に差別的な取扱いを課すものでないと評価される場合は、通常は独占禁止法上問題となるものではない。（事例7）

(4) 特許の無効審判請求等への対抗措置（不爭義務）

ア 規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーに対して不爭義務^(注15)を課し、ライセンシーがライセンスされた規格に係る特許について無効審判請求を提起した場合には、当該プールに含まれるすべての特許について当該ライセンシーとの契約を解除することは、当該プールに参加する個々の特許権者が個別にこのような措置を採る場合に比べてライセンシーの事業活動に及ぼす影響が大きく、ライセンシーが、ライセンスを受けた特許の有効性を争う機会を失うおそれがある。

(注15) 不爭義務とは、例えば、ライセンシーはライセンスされた特許について特許無効審判請求を行わないなど、当該特許の有効性について争わない義務を課すことをいう。

イ したがって、規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーがライセンスを受けた特許の有効性について争う場合には、

プールの参加者が共同でライセンス契約を解除する旨を取り決めることは、独占禁止法上問題となるおそれがある（共同の取引拒絶）。

他方、規格に係る特許の有効性について争われた場合に、パテントプールへの参加者のうち無効審判請求を起こされた特許権者のみが、当該特許をパテントプールから外すことなどにより、争いを起こしたライセンシーとの契約を解除することは、ライセンシーがライセンスされた特許の有効性について争う機会を失うとは認めにくいことから、通常は独占禁止法上問題となるものではない。（事例 8）

（5） 他のライセンシー等への特許権の不行使（非係争義務）

ア 規格に係る特許についてパテントプールを通じてライセンスする際に、ライセンシーに対して、ライセンシーが有し又は取得することとなる全部又は一部の特許等について他のライセンシーに対して権利行使しないよう義務付けること（非係争義務^{（注 16）}）は、実質的に、多数の特許が当該プールに集積されることとなるため、当該規格に関連する市場に占める当該プールの有力な地位が強化される又はライセンシーの有する代替特許の間の競争が制限されるなど、技術市場における競争が実質的に制限されるおそれがある。（私的独占，不当な取引制限）

（注 16） ライセンシーが有し又は取得することとなる全部又は一部の特許等をライセンサー又はライセンサーの指定する者に対してライセンスする義務を含む。

イ 他方、当該規格に係る必須特許をライセンシーが有し又は取得する場合もあり得るところ、制限の態様が、必須特許^{（注 17）}に限り当該プールに非独占的にライセンスすることを義務付けるものであり、ほかに自由な利用を制限するものではなく、ライセンス料の分配方法等で他のプール参加者に比べて不当に差別的な取扱いを課すものでないと評価される場合は、通常は独占禁止法上問題となるものではない。（事例 9）

（注 17） 前記第 3-2-(1)-アに記載のとおり、必須特許の判断については、恣意的になされた場合に競争に及ぶ影響は大きいことから、前記 3-(3) 及び(5)においても、当事者から独立した第三者によってなされるなど客観的な判断を確実にするための措置が講じられる必要がある。

事 例

以下の事例は利用者の理解に資するため作成したものであり、実在の事業者、事業分野等と何ら関係はない。

(事例1)

A、B及びCの3社は家電製品 α の主要メーカーである。 α は周辺機器と一体として利用される必要があるところ、これら3社は α の市場を拡大するため、3社が開発した技術を基に α と周辺機器の接続に関する規格を共同で策定した。また、3社は、当該規格に関して有する必須特許についてパテントプールを形成し、当該規格を採用するメーカーに対してライセンスを開始した。現在、同規格を採用した製品の α 市場に占めるシェアは7割を超えている。

D及びEの2社は、上記規格で規定される機能・効用を実現できる代替技術を共同で開発し、当該プールからライセンスを受けることなく上記の規格を採用した α の生産・販売を開始した。また、両社は当該代替技術について特許（代替特許）を取得したことから、他のメーカーに対してライセンスすることも検討している。

このような状況で、A、B及びCの3社はD及びEに働きかけ、両社が取得した代替特許を上記プールに加え、3社の必須特許と一括してライセンスすること、及び当該プールを通す以外は他のメーカーに対してライセンスを行わないことを取り決めた。

(考え方)

この例では、A、B及びCの3社が策定した規格は、当該規格を採用した製品の α 市場に占めるシェアが7割を超え、他に代替的なパテントプール等も存在しない。

上記のような市場の状況において、A、B及びCの3社がD及びEに働きかけ、両社が有する代替特許もパテントプールに加え、規格に係る必須特許と一括してライセンスすることとし、当該プールを通す以外にはライセンスしないように取り決めることは、当該規格を採用した α を生産・販売するメーカーの技術選択の自由を不当に制限し、技術市場における競争を実質的に制限するものである。

したがって、当該行為は不当な取引制限に該当し独占禁止法に違反する。

(事例2)

情報通信機器 α の主要メーカーであるA、B及びCの3社は、各社の生産する製品の間での効率的なデータ転送を可能にする規格を共同で策定し、当該規格に関して3社が有する必須特許についてパテントプールを形成し、当該規格を採用するメーカーに対して一括してライセンスすることとした。

現在、当該規格を採用した製品の α 市場に占めるシェアは8割に至っている。

A、B及びCの3社は当該規格に新機能を付加する技術（付加技術）を共同で開発し特許を取得するとともに、当該規格を採用した製品を生産・販売しているライセンシーに対して、当該付加技術を普及させることを検討している。

一方、3社以外にも、研究開発ベンチャーであるD及びEの2社が、付加技術に類似の機能・効用を有する技術（競争技術）を開発し特許を取得したことから、上記ライセンシーに普及させることを検討している。

このような状況において、3社は付加技術に係る特許についてもパテントプールに加え、必須特許と一括してライセンスすることとし、当該プールを通す以外はライセンスを行わないこととした。このためD及びEは、競争技術のライセンス先を見いだすことが困難となり、当該事業から撤退することを検討している。

（考え方）

この例では、A、B及びCの3社が策定した規格は、当該規格を採用した製品の α 市場におけるシェアが8割を占め、他に代替的なパテントプール等も存在しない。

ライセンシーが当該規格にどのような機能を付加するかは、各ライセンシーの自由な選択によるべきところ、上記のような市場の状況において、A、B及びCの3社が付加技術に係る特許もパテントプールに加え、必須特許と一括してライセンスし、当該プールを通す以外はライセンスを行わないことは、ライセンシーによる技術選択の自由を不当に制限することで、競争技術を技術市場から排除し、技術市場における競争を実質的に制限するものである。

したがって、当該行為は私的独占に該当し独占禁止法に違反する。

（事例3）

産業機器 α の主要メーカーであるA、Bほか10社は、半導体メーカーから各社が生産する産業機器向けの半導体の供給を受けている。

半導体については、メーカー間で規格を共通化し、互換性を確保することのメリットが大きいことから、A及びBはこれら10社及び大手半導体メーカーCと共同で半導体の規格を策定した。また、当該規格を採用した半導体を生産するには、Aの特許a1及びa2、Bの特許b1、b2及びb3、Cの特許c1及びc2が必須であることから、3社はパテントプールを形成しこれら必須特許を一括してライセンスすることとし、当該プールを通す以外にはライセンスを行わないことを取り決めた。

現在 α 向けの半導体市場に占める、当該プールからライセンスを受けて生産されている半導体のシェアは8割に達している。

半導体メーカーDは、当該プールからライセンスを受けて半導体を生産していたが、当該規格と互換性を確保した新規格を開発し、他のライセンシーに対して普及

させることを検討していたが、Dの規格を採用した製品を生産するには特許 a1 及び特許 b1 との抵触が回避できないことから、A及びBに対して、新たにこれらの特許をDの規格で使用するについてライセンスを申し入れた。

Dからの申入れに対し、A及びBはCと協議の上、上記の特許プールに係る取決めに反するとして当該申入れに応じないこととし、このためDが開発した規格を採用した製品を生産することが困難となった。

(考え方)

この例では、A、Bほか10社が共同で策定した規格は、同規格を採用した製品が半導体市場に占めるシェアが8割に達し、他に代替的な特許プール等も存在しない。

A及びBが、自らの判断でDからのライセンスの要請に応じないことは、特許権の行使と認められることから、通常は独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、A及びBがCと協議の上、Dからの申入れには応じないように取り決めることは、Dが開発した新たな規格を技術市場から排除し、技術市場における競争を実質的に制限するものである。

したがって、当該行為は私的独占に該当し独占禁止法に違反する。

(事例4)

大手家電メーカー8社は、異なる機器間でのデジタル動画の互換性を図るため、圧縮技術に関する規格を共同で策定した。また、8社は、当該規格を広く普及させるため、必須特許について特許プールを形成することとし、共同出資により管理機関Xを設立し、必須特許をすべてXにライセンスし、Xを通じてライセンスすることとした。

Xの主な業務は、当該規格を採用する者に対する必須特許のライセンス、ライセンス料の徴収、ライセンス料の8社への分配であり、ライセンス料を徴収するため、ライセンシーの業務内容についての監査も行う。このため、Xには秘密保持義務が課され、監査等を通じて得られたライセンシーの事業活動に関する情報について、8社やライセンシーに対して提供することは禁じられている。さらに、同義務の実効性を確保するため、8社であっても、Xのライセンス業務には一切関与できないこととなっている。

(考え方)

この例では、Xはライセンス料を徴収するため当該規格を利用するライセンシーの業務内容について監査を行うことから、ライセンシーの事業活動に関する情報が集中することとなる。また、Xは8社が共同出資により設立したものであり、必ずしも第三者と認められるものではない。

しかしながら、Xに対しては、監査の結果得られるライセンシーの情報について

て秘密保持義務が課され、8社やライセンシーはXのライセンス業務には一切関与できないなど、当該秘密保持義務の実効性を確保するための具体的な措置も講じられている。したがって、本件については、Xに集められるライセンシーの業務内容に関する情報が、当該ライセンスに係る製品の生産数量、販売価格の制限など独占禁止法違反行為の手段に利用されるおそれは小さいと認められる。

(事例5)

大手情報家電メーカーであるA、B、Cほか7社は、マルチメディア製品αの各種機能を制御し、異なる機種間の接続を容易にするためA、B及びCの3社が開発したOS（オペレーティング・システム）に対応した規格を共同で策定した。また、3社は、当該規格に係る必須特許についてパテントプールを形成し、当該OS対応機種を生産するメーカーに一括ライセンスをすることとした。

当該OS対応機種のα市場に占めるシェアは8割を超え、すべて当該プールからライセンスを受けて生産されている。また、α市場には新規参入者が相次いでいるところ、ライセンシーの中にはシェアを獲得するため低価格で出荷する者もあり、量販店等における店頭価格も急速に下落している。

このような市場の状況で3社は、αの新機能に対応するためOSのバージョンアップを行うとともに、バージョンアップに伴うライセンス契約の改定を行うこととし、その際、αを低価格で出荷するライセンシーに対しては、ライセンス契約の改定時期を遅らせる、あるいは必須特許を実施できる新機能の範囲を制限することとした。この結果これらのライセンシーは市場から撤退せざるを得なくなった。

(考え方)

この例では、当該OS対応機種のシェアが8割を上回り、また、他に代替的なパテントプール等も存在しない。

通常、特許ライセンス契約において、ライセンサーがライセンシーに対して当該特許を実施できる時期や範囲について制限を課すことは、特許権の行使と認められる場合には独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、A、B及びCの3社が自社製品の価格の安定化をはかるため、低価格販売をするライセンシーに対してのみこのような制限を課すことは、上記のような市場の状況においては、低価格で出荷するメーカーを市場から排除し、αの製品市場における競争を実質的に制限するものである。

したがって、当該行為は私的独占に該当し独占禁止法に違反する。

(事例6)

家電メーカーであるA、B、C及びDの4社は、マルチメディア・ソフト向けに

データを効率的に圧縮する技術を共同で研究開発しており、共同研究開発中は本件に係る技術について自ら独自にあるいは他の第三者と共同で研究開発することを禁止することを取り決めていた。

その後、4社は開発された技術を公開し、他のメーカーと協議・調整の上当該圧縮技術に関する規格を策定するとともに積極的に技術供与を行い、現在、国内家電メーカーの7割が当該規格を採用した製品の生産・販売を行っている。

4社は、当該規格に係る必須特許についてパテントプールを形成し、当該規格を採用しているメーカーとライセンス契約を締結することとしたが、4社が有する必須特許の優位性を保つため、ライセンシーに対し、当該規格に関連する技術について自ら又は第三者と研究開発を行わないことを義務付けた。

E及びFは、別途、データ圧縮に関する競合規格の策定を進めており、上記ライセンシーに対しても当該活動に参加するよう働きかけていた。しかし、これらライセンシーに対して上記のような義務が課されたことから、E及びFは競合規格を広く普及させることは困難と判断し当該活動を中止した。

(考え方)

この例では、国内家電メーカーの7割が当該規格を利用した製品の開発・生産をしており、また、他に代替的なパテントプール等も存在しない。

A、B、C及びDの4社が、技術の共同研究開発の段階で、秘密性を有する技術情報の流用を防止する目的で、相互に一定の研究開発制限を課すことは、技術の流用防止のため必要最小限の制限にとどまる限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、これら技術について特許を取得し、パテントプールを形成してライセンスする際、ライセンシーに対してこのような制限を課すことに何ら合理的な必要性は認められない。

また、上記のような市場の状況においては、E及びF社が競合規格を策定し普及させることを困難にし、技術市場における競争を実質的に制限するものである。

したがって、当該行為は私的独占に該当し独占禁止法に違反する。

(事例7)

大手通信機器メーカー十数社は、携帯端末機器のデータ転送に係る規格を策定し、仕様を公表している。また、当該規格の策定の中心メンバーであったA、B、C、D及びEは当該規格に係る必須特許を有することから、当該必須特許についてパテントプールを形成し、当該規格を採用するメーカーに対して一括ライセンスすることとした。現在、上記通信機器メーカー十数社は、当該プールからライセンスを受けて、当該規格を採用したαを生産・販売している。

携帯端末については技術革新が著しいところ、パテントプールを形成した5社

は、改良・応用発明の成果についても円滑に広く普及させるため、当該プールを通してライセンスする際、ライセンシーに対し、①ライセンシーが有する特許が、改良・応用技術を当該規格で使用するための必須特許であると中立的な第三者によって判定された場合は、当該特許をプールに加え、他の必須特許とともにライセンシーにライセンスすることを義務付け、②当該ライセンシーに対しては、他の特許権者と同様の条件でライセンス料を分配することを取り決めた。

なお、当該必須特許を当該プールに加えてライセンスする以外は、ライセンシーには当該特許の利用について何ら制限が課されるものではない。

(考え方)

この例では、データ転送に関して他に代替的な規格はなく、また、他に代替的なパテントプール等も存在しない。

当該携帯端末については技術革新が著しいところ、上記のような市場の状況において、ライセンシーに対して、改良・応用発明の成果に係る特許をパテントプールに加えるよう義務付けることは、当該プールの有力な地位が強化され、多数の代替特許が当該プールに含まれることになるなど、技術市場における競争が制限されるおそれが高い。

しかしながら、ライセンシーが改良・応用発明に関して有する特許の中には、改良・応用研究の成果を α 上で使用するための必須特許となる場合もあることから、改良・応用研究の成果が円滑に広く普及するため、中立的な第三者が必須特許と判断したものに限り当該プールに加えるように義務付けることは、ほかに当該特許の利用について何ら制限が課されるものでなければ、技術市場における競争が制限されるとまでは認められず、通常は独占禁止法上の問題は生じない。

(事例8)

通信機器メーカー等十数社は通信機器 α を制御するための小型集積回路について、異なる機種間で互換性等を保つため規格を共通化し、仕様を公開した。また、共通化の際に中心メンバーであったA、B、C及びDの4社は、当該規格について必須特許を有していることから、それらについてパテントプールを形成し、当該規格を採用しているメーカーにライセンスすることとした。

E社は、当該プールから必須特許について一括ライセンスを受け、自社の α 向けに集積回路を開発、生産していたが、最近、処理速度を大幅に向上させる技術を独自に開発し、 α の製品市場に占めあるシェアを急速に伸ばしている。

Aは、自社の製品シェアが急速に低下していることから、Eが開発した新技術については、Aの有する必須特許の目的外使用に当たるとして、差止請求訴訟を提起した。これに対しEは、Aの有する当該特許は無効事由を持つとして無効の抗弁を主張した。

このような状況に対し、B、C及びDは、パテントプールを通じた契約は4社の有する特許の一括ライセンスを前提としているとし、Eが抗弁を取り下げない限り、ライセンスを取り消すと通告した。このため、Eは抗弁を取り下げるとともに、新技術を用いた製品の生産を見合せ、A社に新たなライセンス交渉を申し入れた。

(考え方)

この例では、 α 向けの集積回路の7割がA、B、C及びDの4社からライセンスを受けた製品となっており、他に代替的なパテントプール等も存在しない。

ライセンサーがライセンシーに対して、特許の有効性について争うことを制限することは、本来自由に使用できる技術について特許が存続し続け、当該技術に基づく研究開発が制限されるなど製品市場及び技術市場における競争を制限するおそれがある。

この点に関し、自らの有する特許について無効を主張されたAが、当該特許についてEとのライセンス契約を解除し、特許の有効性について争うことはEが当該特許の有効性を争うことを困難にするとは認められないことから、通常は独占禁止法上問題となるものではない。

しかしながら、上記のような市場の状況において、B、C及びDが、自らの有する必須特許について、Aの有する必須特許と一括してライセンスしていることを理由としてEとの契約を解除することは、Eが当該特許の有効性を争うことを困難にし、製品市場及び技術市場における公正な競争を阻害するおそれが強い。

したがって、当該行為は不公正な取引方法に該当し（共同の取引拒絶）独占禁止法に違反する。

(事例9)

家電製品 α については、現在30社以上のメーカーが生産・販売をしており、A、B及びCの3社は α 市場で4割を占める大手メーカーである。

α については、ユーザーから機能変更の要請が頻繁に行われることから、3社はユーザーからの要請に迅速に対応するため、大手ソフトメーカーD及び他のメーカーと共同で、 α の機能を制御するためのOSを開発し、同時に当該OSを利用するための規格を策定した。また、3社は、当該規格が円滑に広く普及するために当該規格に係る必須特許についてパテントプールを形成し、他のメーカーにもライセンスすることとした。

しかし、必須特許を持つ者が、すべてパテントプールに参加しているというわけではなく、ライセンシーが当該プールに含まれない必須特許を有している場合もあることから、3社はパテントプールを通じたライセンス契約において、以下のような義務を課すこととした。

- ① ライセンシーが、他のライセンシーによる当該規格の使用が自らの有する特許を侵害すると判断した場合、当該ライセンシーは他のライセンシーに対して権利を主張するのではなく、パテントプールに対してその旨を通知する。
 - ② パテントプールは、当該ライセンシーとの合意に基づき選定した第三者に対し、ライセンシーの有する特許が当該規格に係る必須特許か否か判定を依頼する。
 - ③ 必須特許と判定された場合、当該ライセンシーは、それをパテントプールに加え、他の必須特許と同様に当該プールを通じて他のライセンシーにライセンスする。
 - ④ 新たに加えられた必須特許については、他の必須特許と同様の条件でライセンス料を分配する。
 - ⑤ 当該ライセンシーは、当該必須特許をパテントプールに加えてライセンスする以外は、なんら当該特許の利用について制約を受けるものではない。
- 現在、 α 市場において当該規格を使用している製品は 8 割に達している。

(考え方)

この例では、当該規格を採用した製品については、 α 市場に占めるシェアは 8 割に達しており、また、他に代替的なパテントプール等は存在しない。

このような市場の状況において、ライセンシーに対して自らの有する特許について権利の不行使を義務付けることは、 α についてライセンシーの有する特許を当該プールに不当に集積し、当該プールの有力な地位が強化されるなど、技術市場における競争が実質的に制限されるおそれがある。

しかしながら、本件については、①中立的な第三者により必須特許と判定された場合に限り、当該特許をパテントプールに加え、他の必須特許と同様にライセンスする義務を課すものであり、②ほかに当該特許の自由な利用につき制限が課されるものではなく、③ライセンス料の分配等も不当に差別的な取り扱いを受けものではないなど、ライセンシーによる特許の利用を不当に制限するとは認められない。

したがって、当該制限は、技術市場における競争を制限するものとは認められず、独占禁止法上問題となるものではない。

以上